障害者総合支援法等審查支払事務

台帳整備にかかる 事務処理マニュアル

令和6年6月版

障害者総合支援法等審査事務研究会

台帳整備にかかる事務処理マニュアル 令和6年6月版

令和6年9月30日発行

事務処理マニュアル刊行にあたって

平成25年4月に施行された障害者総合支援法は、附則第3条に施行後3年を目処に見直すことが定められていました。見直しに向け検討を行った社会保障審議会障害者部会は、平成27年12月に報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を取りまとめ、審査請求事務に関しては、「市町村による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、現在支払事務を委託している国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」旨の提言を行いました。これを受け、平成28年5月25日に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」には、各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という)に、給付費の審査を委託することを可能とする規定が盛り込まれました。

国民健康保険中央会は、この規定の具体化に向け障害福祉サービス等にかかる給付費等の審査をより効果的・効率的に実施できるよう審査機能の強化等に向けた検討を行うべく「障害者総合支援法等審査事務研究会」(以下、「本研究会」という)を平成28年3月に設置しました。そして、厚生労働省から示されている障害者総合支援における「審査」の定義を踏まえ、市町村等審査事務実態調査の結果等を参考に、審査支払事務のあり方に関する議論を重ね、国保連合会において新たに「一次審査(機械的審査)」を行い、市町村等では一次審査結果を基に「二次審査」を実施することで、国保連合会と市町村等の役割分担を進め、審査の一層の充実を図っていく方向で結論を得ました。

ご承知のように、障害福祉サービス等に係る給付費は、財源が国民からの税金(公費)であるとともに、障害者・障害児の福祉の現場を支える役割を担っています。そのため審査支払事務は極めて重要であり、制度の実効性確保の根幹にかかわるものでもあります。また、給付費の審査は、サービス提供事業所が提出する請求情報と、自治体が登録する事業所や受給者に関する各種データ(台帳情報)を突合することにより行われるため、審査を効果的・効率的に実施するには、各種台帳情報を確実に整備する必要があります。

そこで、本研究会では、上述した平成30年4月以降の新たな審査支払事務の全体像をご理解いただき、円滑で適正な運用を支援するため、この業務に携わる自治体関係者を対象にした「審査事務にかかる事務処理マニュアル」と「台帳整備にかかる事務処理マニュアル」を作成しました。「審査事務にかかる事務処理マニュアル」は、国保連合会から市町村等へ提供される一次審査結果資料の見方、一次審査で発生する警告及びエラーの原因や対応方法、さらには二次審査の観点等を解説し、「台帳整備にかかる事務処理マニュアル」は、国保連合会に登録する各種台帳情報の整備方法や、台帳整備で発生するエラーの原因や対応方法を解説しています。これらマニュアルを積極的に活用いただくことで、事務処理の効率化の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、事務処理マニュアルの作成にご協力いただきました各位に心より感謝申 し上げます。

平成30年6月29日

障害者総合支援法等審査事務研究会

目 次

第1	草	はじめに	
2		ニュアルの目的	6 6 6
第2	章	台帳整備の概要	
1	台	帳整備事務の運用フロー	. 10
		従前(平成29年度まで)における通常の運用フロー	. 10
		従前における通常の運用フローにおける課題	. 10
2	台	帳情報整備期間を前倒し	. 12
3	市	町村等支援システム	. 13
		概要	. 13
		活用事例	. 14
4	台	帳整備事務の作業	. 16
		市町村・都道府県が行う台帳整備の区分	. 16
		受給者台帳の構成	. 17
		受給者情報の受け渡しの概要(市町村等・国保連合会)	. 18
		事業所台帳の構成	. 30
		事業所情報の受け渡しの概要(都道府県・国保連合会)	
第3	章	受給者台帳(市町村等)	
1	台	帳情報の異動/訂正処理	. 40
		市町村等が受給者の情報を提供、国保連合会が台帳に登録	. 40
		受給者の情報に異動が発生した場合 受給者異動連絡票情報	. 41

	受給者の情報を過去に遡り訂正する場合 受給者訂正連絡票情報	44
	モニタリング情報	47
	受給者異動・訂正連絡票情報についての参照資料	49
2 I	ラーの原因や対処方法	49
	受給者台帳取込エラーリスト	49
	受給者台帳受付点検エラーリスト	49
	受給者異動・訂正連絡票情報の台帳への登録と登録結果の送信(国保道	合会)
		49
	事業所からの請求情報との突合で不一致が発見された場合	50
	典型的なエラー事例とその対処方法(受給者情報)	52
第4章	事業所台帳(都道府県)	
1 台	帳情報の異動/訂正処理	66
	都道府県が事業所の情報を提供、国保連合会が台帳に登録	66
	事業所の情報に異動が発生した場合 事業所異動連絡票情報	67
	事業所の情報を過去に遡り訂正する場合 事業所訂正連絡票情報	71
2 I	ラーの原因や対処方法	73
	事業所台帳取込エラーリスト	73
	事業所台帳受付点検エラーリスト	74
	事業所異動・訂正連絡票情報の台帳への登録と登録結果の送信(国保連	自合会)
		74
	事業所からの請求情報との突合で不一致が発見された場合	74
	典型的なエラー事例とその対処方法(事業所情報)	79
第5章	FAQ	
台帳	事務にかかるFAQ	88
	一般的事項	89
	台帳の登録・修正・変更について	91
	エラーへの対応	93
	その他	101



台帳整備にかかる 事務処理マニュアル

第1章 はじめに

1 マニュアルの目的

重要さを増す確実な台帳整備

平成30年4月サービス提供分から、市町村 '及び都道府県 2(以下、「市町村等」)が実施する障害福祉サービスや障害児支援(以下、「障害福祉サービス等」)の給付費等の「審査及び支払に関する事務」について、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」)に委託することができることになりました(従前は支払事務のみを国保連合会に委託) 3。

これにより、国保連合会では一次審査を行い、市町村等では一次 審査結果を基に、二次審査を実施するという、役割分担が行われ、 審査の充実化が図られています。

本マニュアルの目的

給付費等の審査は、サービス提供事業所が提出する請求情報と、 事業所や受給者に関する各種データ(台帳情報)を突合することに より行います。そのため、審査を効果的・効率的に実施するために は、各種台帳情報を確実に整備する必要があります。

本マニュアルは、 国保連合会に登録する各種台帳情報の整備方法や、 台帳整備で発生するエラーの原因や対処方法を解説することによって、市町村等の担当者が台帳整備にかかる事務処理を円滑に行い、障害福祉サービス等の適正な給付に資するために作成されたものです。

2 台帳整備の意義

台帳整備の現状と改善の方向性

台帳の整備に不備があると、一次審査において、台帳情報と請求 情報の不整合による警告やエラーが多発することになり、二次審査 の円滑な実施を阻害するおそれがあります。

従前における通常の事務フロー(図表1-1)では、毎月1日~10日の間に、市町村等が受給者台帳を、都道府県が事業所台帳を整備していました。そして、毎月11日以降、国保連合会がサービス提供事業所より提出された請求情報について事務点検を行う際に、これら台帳情報と機械的な突合を行っていました。

このスケジュールでは、整備期限(10日)までに十分に整備が行えていないため、国保連合会における事務点検において、台帳情報と請求情報の不整合による警告やエラーが発生している状況がみ

- 1特別区を含みます。以 下本マニュアルにおい て同様です。
- 2 政令市及び中核市を 含みます。以下本マニュアルにおいて同様で す.
- 3 その背景や意義については、「審査事務にかかる事務処理マニュアル」を参照してください。

4 サービス提供事業 からみれば、各種の遅れ、 を構の遅れ、 の整備の遅れ、 では、 なの表のにより、 での身のでした。 をもまり、のの経までいる。 に影響を与えからも、 をでの滑ないる。 での滑ないる。 での滑ないる。 での滑ないる。 での滑ないる。 での滑ないる。 での滑ないる。 での滑ないる。 での滑ないる。 での滑ないる。 ででいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。 られていました。

そこで、平成30年4月からの新たな審査支払事務の実施の中で、「確実な台帳情報の整備」にも取り組むことになりました。本マニュアルの作成もその一環です。このほかの取り組み項目としては、「台帳情報整備期間の前倒し」(国保連合会によってはこれまでと同様の整備期間を設定)や「市町村等支援システムの機能拡充」があります。

受給者台帳と事業所台帳

主な台帳には「受給者台帳」と「事業所台帳」があります。

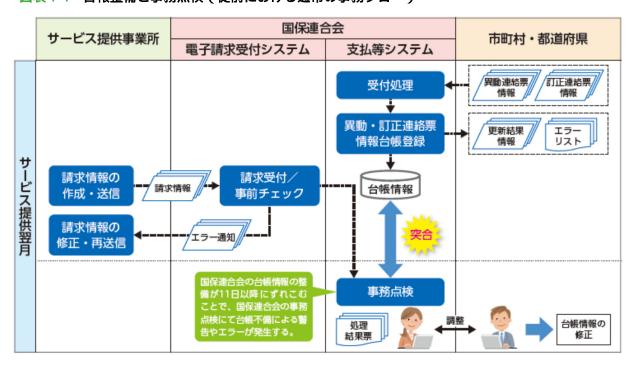
受給者台帳 市町村等が支給決定した受給者の情報が登録された台帳(データベース)で、受給者の基本情報(障害支援区分や利用者負担上限額、各種減免等の基本情報)と支給決定情報(受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報) そしてモニタリング情報 (計画相談支援及び障害児相談支援モニタリング予定月の情報)がある。

事業所台帳 都道府県が指定したサービス提供事業所の情報が登録された 台帳(データベース)で、事業所の基本情報とサービス情報(サ ービス提供体制や加算等の届出内容の情報)がある。

本マニュアルでは、この2つの台帳の整備方法について、第2章 以降で詳述しています。 5 この他に「市町村台 帳」等があります。

6モニタリング情報は、 平成30年4月異動分から導入されています。また、モニタリング情報を用いた計画相談支援給付費請求書等のチェックは平成30年11月審査分以降実施されています。

図表 1-1 台帳整備と事務点検(従前における通常の事務フロー)



マニュアル空白ページ

台帳整備にかかる 事務処理マニュアル

第2章 台帳整備の概要

1 台帳整備事務の運用フロー

従前(平成29年度まで)における通常の運用フロー

第1章でも触れましたが、従前における通常の事務フローでは、毎月1日~10日の間に、市町村等が受給者台帳「を、都道府県が事業所台帳を整備していました。そして、毎月11日~20日までに、国保連合会がサービス提供事業所より提出された請求情報について事務点検(審査機能追加後における「一次審査」に相当)を行う際に、これら台帳情報と機械的な突合を行っていました。その結果として出力される処理結果票を基に、必要に応じて市町村等と調整を行い、審査前までに台帳情報を整備するという流れになっていました(図表2-1)。

このような流れの中で、例えば平成27年度の台帳情報の異動・訂正処理の件数を集計すると、図表2-2のとおりとなっています。これによると、受給者台帳については、約90%の異動・訂正処理が1~10日に行われている一方、事業所台帳については、約65%の異動処理が1~10日に行われており、訂正処理については約40%が11日~20日に行われていることがわかります。事業所台帳は、整備期限(10日)までに十分に整備が行えていない状況だったと考えられます。

従前における通常の運用フローにおける課題

また、平成28年12月に国民健康保険中央会が公表した「障害者総合支援法等審査事務研究会報告書」によると、効果的・効率的な審査事務の実現に向けた優先課題として、都道府県や市町村は、台帳整備に関して次の2点を挙げています(図表2-3)。

受給者台帳誤りによる対応に時間がかかる(約半数の都道府県・ 市町村)

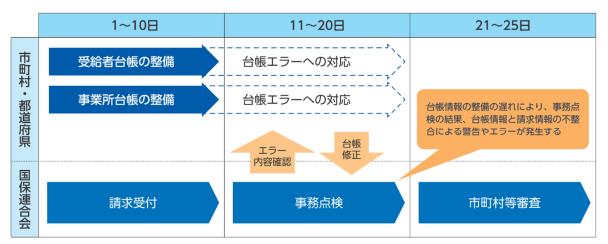
市町村で管理している受給者台帳情報と国保連合会に登録されている受給者台帳情報に相違があり、市町村において国保連合会で登録されている受給者台帳情報を参照できないため、複数回の情報連携が必要となり時間がかかる現状にある。

事業所台帳誤りによる対応に時間がかかる(約15%の都道府県・ 市町村)

国保連合会で登録されている事業所台帳情報を参照できないために調整に時間がかかる現状にある。

1障害児の入所支援に かかる受給者台帳の 整備は都道府県、政 令市、児童相談所設 置市が行います。

図表2-1 台帳整備の処理日程(従前における通常の事務フロー)



図表2-2 平成27年度の台帳情報の異動・訂正処理の状況

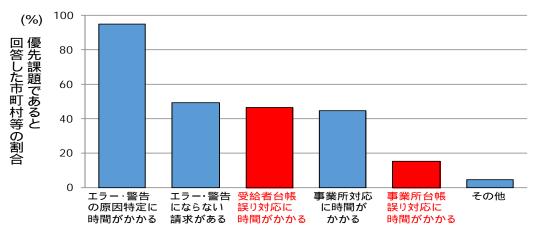
受給者台帳の異動・訂正処理件数(平成27年度)

取扱時期	異動情報(件)	割合	訂正情報(件)	割合
1~10日	7,419,731	91.2%	2,230,160	89.3%
11~20日	594,666	7.3%	211,383	8.5%
21~31日	120,470	1.5%	55,855	2.2%
合 計	8,134,867		2,497,398	

事業所台帳の異動・訂正処理件数(平成27年度)

取扱時期	異動情報(件)	割合	訂正情報(件)	割合
1~10日	221,635	64.9%	37,461	52.6%
11~20日	49,593	14.5%	30,188	42.4%
21~31日	70,030	20.5%	3,513	4.9%
合 計	341,258		71,162	

図表2-3 効果的・効率的な審査事務の実現に向けた優先課題(複数回答)



出典:国民健康保険中央会「障害者総合支援法等審査事務研究会報告書」平成28年12月28日

2 台帳情報整備期間を前倒し

国保連合会における一次審査を効果的・効率的に実施するためには、各種台帳情報を確実に整備する必要があります。台帳情報に不備が残ると、サービス提供事業所への給付費の支払が遅れるおそれが生じるなど、その後の事務処理に影響を与えます。

そこで、台帳誤り等を早期に解消することで、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負荷の低減を目的として、市町村等による台帳情報整備を、図表2-4に示すスケジュールで前倒しして実施することができるようになりました。

N月 N+1月 1~10日 21~25日 26~31日 11~20日 連絡票情報送信 異動分の異動 連絡票情報送信 異動分の異動 台帳更新結果の 情報作成·送信二次審査結果 台帳更新結果の 3 (1) 一次審査 市町村· 都道府県 台帳情報の整備の遅れ 2 4 により、一次審査の結 果、台帳情報と請求情 報の不整合による警告 やエラーが発生する N+1月審査に向けた台帳整備期間 (N月26~31日異動分) N+1月審査に向けた台帳整備期間 (N月1~25日異動分) 台帳管理 ▼N月26~31日異動分を反映 N月1~25日異動分を反映 業務 台帳情報 国保連合会 参照 参照 参照 参照 作成·送信 作成·送信 市町村払込 ★事業所支払確 他県交換(支払) 各種統計 審査支払 一次審 事業所台帳 情報参照 機能による 参照 一次審査 仮 業務 情報受信 統計業務 の実施 事業所支払通知 **(5)** 情報作成·送信 サービス 提供事業所 請求情報の作成・修正・送信

図表2-4 台帳情報整備期間の前倒し後の流れ

市町村等は、二次審査後(N月25日以降)にN月 1日~25日ごろまでに生じた異動分(第一段階分) の台帳情報を対象に、異動連絡票情報を作成し、 国保連合会に送信する。

国保連合会は第一段階分の異動連絡票情報の受付 及び点検を行い、必要に応じて市町村等と連携し エラーを解消した上で、月末までに台帳情報を登 録する。(なお、この間、国保連合会の審査支払等 システムでは台帳情報を参照しながら、審査支払 業務や統計業務にかかる処理を実行している。) 市町村等は、翌月初(N+1月1~10日)にN月 26日~31日までに生じた異動分(第二段階分)の 台帳情報を対象に、異動連絡票情報を作成し、国 保連合会に送信する。この間、仮審査等にて台帳 誤りが判明した場合には、訂正連絡票情報を作成 し、国保連合会に台帳情報の修正を依頼する。

国保連合会は第二段階分の異動連絡票情報の受付 及び点検を行い、必要に応じて市町村等と連携し エラーを解消した上で、10日までに台帳情報を登 録する。

サービス提供事業所は、請求情報を作成し、国保連合会へ送信する。

月末より、翌月(N+1月)の請求に向けて、事業所台帳情報参照機能などを利用して請求情報の作成を行い、10日までに請求情報を送信する。

国保連合会は、一次審査におけるエラー・警告の 発生状況を早期に確認するため、仮審査機能を活 用し、事前に受け付けた請求情報をチェックする。

2市町村等における台帳整備を従前よりも早

期に完了する必要が

あります。

これにより、台帳不備によるエラーや警告を低減することが可能 となり²、審査支払業務がより効果的・効率的に行われることが期待 されます。

3 市町村等支援システム

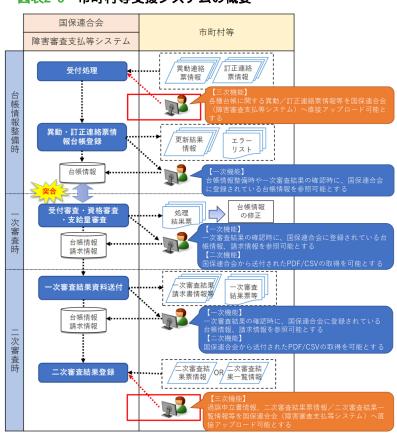
概要

市町村等支援システムは、台帳情報整備時や一次審査結果等の確認を円滑に実施できるよう、市町村等においても、国保連合会の障害審査支払等システムに登録されている台帳情報等が参照できるシステムです(図表2-5)。

市町村等支援システムには、ユーザ情報を管理するための「基本機能」、国保連合会に登録されている台帳情報を参照することのできる「台帳情報参照機能」、サービス提供事業所からの請求情報を参照することのできる「請求情報参照機能」があります(図表2-6)。

機能の詳細や画面レイアウト等については、国保連合会から提供 される市町村等支援システムの操作説明書をご覧ください。

図表2-5 市町村等支援システムの概要



第2章 台帳整備の概要

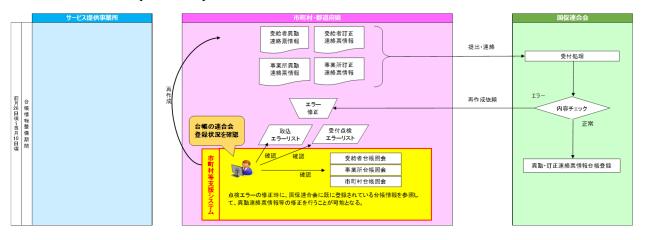
図表2-6 市町村等支援システムの機能概要

項番	項目	機能名	機能概要
1	支払等業務	請求情報参照	市町村等がサービス提供事業所からの請求情報(過誤情報を含む)
		機能	を参照できる。
			ただし、参照可能な情報は市町村等にて支給決定した受給者にか
			かる請求情報とする。
			また、国保連合会による一次審査が完了している場合、一次審査
			結果(正常、警告、警告(重度)、エラー)を併せて表示する。
2		エラーコード検索	国保連合会において、特定のエラーコードに絞ってエラー件数や
		機能	エラーコードに紐づく請求情報を確認することが可能な「一次審
			査エラーコード検索」及び「仮審査エラーコード検索」を市町村 等においても利用可能とする。
		中町村美水苑	-
3		市町村請求額 照会機能	国保連合会へ登録されたサービス提供事業所からの請求情報(過 誤情報を含む)の給付費の請求額(見込み額、または確定額)を
		黑女饭配	該情報できむ)の細門員の調水額(兄近の額、よたは唯定額)を 参照できる。
4	 台帳管理業務	台帳情報参照	市町村等が国保連合会に登録されている台帳情報(事業所台帳や
4		機能	受給者台帳等)を参照できる。
		IM BC	ただし、給付費等の一次審査で活用していない一部台帳(個人番
			号台帳等)は参照対象外とし、参照対象とする台帳情報について
			も、ユーザごとに参照可能な情報を限定する。
5		情報提供依頼	国保連合会で作成し送付していた国保連合会保有の当該市町村等
		機能	にかかる台帳情報等を、市町村等が市町村等支援システムを操作
			することで、台帳情報の作成依頼及び受領ができる。
6	市町村事務	高額対象者情報照会	高額計算にて使用した台帳情報、請求等の実績情報を一覧で表示
	共同処理業務		できる。
7		高額再計算対象者登	「高額再計算対象者登録一覧」画面で指定した高額計算処理年月
		録一覧	で登録した高額再計算対象者情報の受給者を一覧で表示できる。
8	国保連合会連	掲示板情報登録/参	国保連合会が参照できる掲示板へ情報を登録することができる。
	携	照機能	また、国保連合会、または市町村等が掲示板に登録した情報を参
			照することができる。
9		受信ファイル参照	国保連合会から市町村等へ送付している帳票(PDF ファイル)等を、
		機能	市町村等が市町村等支援システムの画面から検索して、参照及び 出力することができる。
1.0		ファイルアップロー	
1 0		ファイルアッフロー ド機能	市町村等から国保連合会へ送付し、国保連合会で取り込んでいた 各種台帳に関する異動/訂正連絡票情報、過誤申立書情報、二次
		I INCHE	古代日曜日 日本
			等が市町村等支援システムを操作することで、国保連合会(障害
			審査支払等システム)へ直接アップロードすることができる。
1 1			市町村等が利用している事務処理システムにて作成し、国保連合
		登録機能	会へ送付後、国保連合会で取り込んでいた二次審査結果票情報 /
			二次審査結果一覧情報を、市町村等が市町村等支援システムの画
			面から二次審査の結果を直接入力・修正し登録することで、国保
			連合会(障害審査支払等システム)へ直接アップロードすること
			ができる。
1 2	管理業務	ユーザ / 権限登録	市町村等が市町村等支援システムを利用するためのユーザ情報を
		機能	登録し、市町村等が利用可能な機能の権限を登録できる。

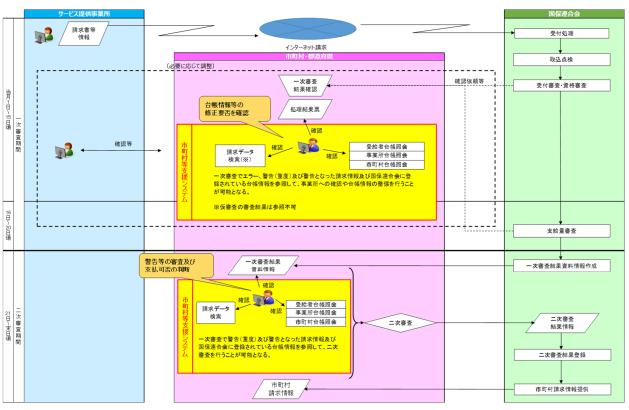
活用事例

台帳情報参照機能及び請求情報参照機能における想定される活用事例は以下のとおりです。(図表2-7、2-8)

図表2-7 活用事例(台帳整備)



図表2-8 活用事例(審査)



4 台帳整備事務の作業

市町村・都道府県が行う台帳整備の区分

本マニュアルでは、障害福祉サービス及び障害児支援のそれぞれ について、受給者台帳と事業所台帳の整備事務を解説していきます。 まず、各台帳の整備を市町村・都道府県³のどちらが担当するかは、 以下のようになっています。

	障害福祉サービス	障害児支援		
		障害児通所支援	障害児入所支援	
受給者台帳	市町村(注1)	市町村(注1)	都道府県(注3)	
事業所台帳	都道府県(注2)	都道府県(注4)	都道府県(注3)	

- 注1 市町村には、特別区を含む
- 注2 都道府県には、政令市・中核市を含む
- 注3 都道府県には、政令市・児童相談所設置市を含む
- 注4 都道府県には、政令市・中核市・児童相談所設置市を含む

3なお、実務上は支所 等の出先機関で事務 が行われるケースが あります。

コラム インタフェース仕様書

障害福祉サービス等の給付費等の請求や審査・支払にあたり、サービス提供事業所、市町村、都 道府県はそれぞれのシステムを用いてさまざまな情報(交換情報)を作成し、国保連合会に伝送し ます。受給者や事業所についての情報もこの交換情報に含まれます。

国保連合会では、受領した交換情報を障害者総合支援給付審査支払等システム内に取り込み、各業務処理を実行します。また、障害者総合支援給付審査支払等システムが作成した交換情報は、サービス提供事業所、市町村、都道府県に送付されます。

それぞれのシステムと国保連合会のシステムとの間で交換情報のやり取りが適切に行えるよう、 交換情報の作成や連携の方法については、一定の決まり(仕様)を定める必要があります。この仕 様は、厚生労働省から事務連絡として発出される「インタフェース仕様書」で規定されています。

障害福祉サービス等の報酬改定や制度改正等にあわせて、インタフェース仕様書も改訂されます。 市町村や都道府県は、インタフェース仕様書の改訂に沿ってシステムを改修する必要がある場合が あります。

受給者台帳の構成

受給者台帳は、個々の受給者に対して適切なサービスを提供する ために、必要な情報(障害支援区分や利用者負担上限額等)が受給 者毎に登録されたデータベースです(図表2-9)。

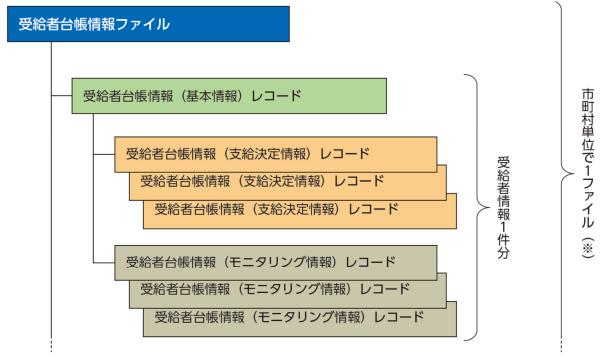
1人の受給者に対し登録される情報は、大きく「基本情報」と「支 給決定情報」、そして「モニタリング情報」 (に区分されます。これ らは多くの情報で構成されますが、いずれも適切な給付のために必 要な情報として定められたものです。

障害児支援の受給者台帳

障害児支援の受給者台帳は、 通所支援の障害児については市町 入所支援の障害児については都道府県が整備を行います。 村が、 台帳を構成する情報は、障害福祉サービスの台帳と多少異なります。 また、通所支援・入所支援の間でも相違があります。

- 4障害児支援(入所)に ついては、モニタリン グ情報はありません。
- 5 図表2-9のファイル構 成については、障害 児支援(通所・入所)も 障害福祉サービスの 受給者台帳情報と同 様です。ただし、入所 支援はモニタリング情 報がなく、都道府県単 位で1ファイルとなりま す。

図表2-9 受給者台帳情報のファイル構成



※政令市で受給者証に記載する市町村番号を行政区毎に分けている場合であっても、 政令市単位で1ファイルとする

> 【インタフェース仕様書 市町村編 令和6年4月 p55-2】 【障害児支援(通所)は同仕様書 市町村編 令和6年4月 p154-54を参照】 【障害児支援(入所)は同仕様書 都道府県編 令和6年6月 p109を参照】

受給者情報 (の受け渡しの概要(市町村等 1・国保連合会)

受給者情報は市町村等と国保連合会の間で受け渡しが行われます (図表2-10~2-14)。

受給者の情報に異動が発生した場合

市町村等は、受給者の情報に異動が発生した場合、国保連合会に「受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)」を提出します。なお、異動連絡票情報に訂正がある場合は、「受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)」を提出します。

受給者台帳の誤りを発見した場合

市町村等は、既に台帳登録された受給者台帳の誤りを発見した場合、国保連合会に「受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)」を提出します。なお、当該訂正により給付実績に影響がある場合には、「過誤申立書情報」 *も提出します。

基本情報、支給決定情報、モニタリング情報の内容(図表2-15~2-21)

基本情報は、障害支援区分や利用者負担上限額、各種減免等の情報です。支給決定情報は、受給者の決定サービスや支給期間等、支給決定内容の情報です。また、モニタリング情報は、受給者のモニタリング予定月の情報です。

- 6障害児支援(通所・入所) の受給者情報の受け渡 しも同様の流れで行わ れます。
- 7障害児支援(入所)の受 給者情報については、都 道府県と国保連合会と の間で情報の受け渡し を行います。

8過誤申立てについては 「審査事務にかかる事務 処理マニュアル」の第5 章を参照してください。

図表2-10 受給者情報受け渡し概要(異動連絡票情報)

市町村等	国保連合会
①前月処理分として、市町村等は、受給者の情報に 異動が発生した場合、国保連合会に当該月異動分 の受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情 報・モニタリング情報)を提出する。 なお、提出済みの異動連絡票情報に訂正がある場 合は、受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決 定情報・モニタリング情報)を提出する。	②国保連合会は、受け付けた受給者異動連絡票情報等について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は市町村等に <mark>取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、再提出を依頼する。</mark>
③市町村等は、エラー内容の修正を行い、再度、国 保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなる まで繰り返す)	④異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結 果を市町村等に提供する。
⑤市町村等は、受給者の情報に異動が発生した場合、国保連合会に前月処理分以降の異動分の受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。なお、提出済みの異動連絡票情報に訂正がある場合は、受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。	⑥国保連合会は、受け付けた受給者異動連絡票情報等について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は市町村等に <mark>取込ェラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、再提出を依頼する。</mark>
⑦市町村等は、エラー内容の修正を行い、再度、国 保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなる まで繰り返す)	⑧異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村等に提供する。

以下を参考に作成 【インタフェース仕様書市町村編 令和6年4月 .1.1.1及び .1.1.1】 【インタフェース仕様書都道府県編 令和6年6月 .1.1.1】

国保連合会によっては、「前月処理分」と「前月処理分以降の異動分」に分けず、異動年月翌月(処理年月)の第1週に一括して異動連絡票情報の受付処理を行う。

月 週 市町村等 国保連合会 異 前 受給者異動 ① 提出 連絡票情報 受付処理 動 月 ① 提出 E111/E121/E131 年 処 受給者訂正 理 月 連絡票情報 当 分 E211/E221/E231 修正・提出 月 4週 処 第 再提出依頼 ② エラ・ エラー 内容チェック 理 修正 一段階 年 取込 ECA1 月 エラーリスト 前 異動・訂正 受付点検 月 連絡票情報台帳登録 エラーリスト EDA1/EDB1/EDB2 月末まで ④ 提供 更新結果 受給者情報 更新結果情報 提供 E311/E321/E331 受給者異動 当 異 ⑤ 提出 連絡票情報 受付処理 動 月 ⑤ 提出 E111/E121/E131 処 年 受給者訂正 理 月 連絡票情報 翌 分 E211/E221/E2 月 修正・提出 1週 処 ⑥ 再提出依頼 エラ エラー 内容チェック 理 修正 年 取込 ECA1 月 エラーリスト 異動・訂正 受付点検 連絡票情報台帳登録 エラーリスト

図表2-11 受給者情報受け渡し概要図(異動連絡票情報)

以下を参考に作成 【インタフェース仕様書市町村編 令和6年4月 p3-1及びp147-1】 【インタフェース仕様書都道府県編 令和6年6月 p51-1】

更新結果 提供

国保連合会によっては、「前月処理分」と「前月処理分以降の異動分」に分けず、異動年月翌月(処理年月)の第1週に一括して異動連絡票情報の受付処理を行う。

⑧ 提供

EDA1/EDB1/EDB2

【第一段階】及び【第二段階】については図表2-4を参照。

受給者情報

更新結果情報 / E311/E321/E331

2週以降

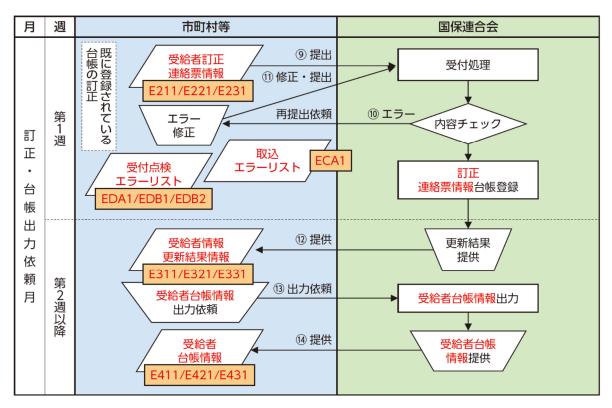
図表2-12 受給者情報受け渡し概要(訂正連絡票情報)

市町村等 国保連合会 ⑨市町村等は、受給者台帳の誤りを発見した場合、 受給者訂正連絡票情報を提出する。なお、当該訂 ⑩国保連合会は受け付けた受給者訂正連絡票情報を 正が給付実績に影響がある場合には、過誤申立書 基に受給者台帳の内容を更新する。その際、エラ 一を発見した場合は取込エラーリスト、受付点検 情報も提出する。 エラーリストを提供し、市町村等に再提出を依頼 ⑪市町村等は、エラー内容の修正を行い、再度、国 する。 保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなる ②受給者訂正連絡票情報により、台帳を更新した結 まで繰り返す) 果を市町村等に提供する。 ⑬市町村等は、国保連合会が保有している受給者台 帳情報の出力を依頼する。 なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動 ⑭市町村等からの出力依頼により、受給者台帳の内 連絡票情報を含まないのであれば、第1週とする 容を出力し、提供する。 ことも可能。

以下を参考に作成 【インタフェース仕様書市町村編 令和6年4月 .1.1.1及び .1.1.1】 【インタフェース仕様書都道府県編 令和6年6月 .1.1.1】

第2章 台帳整備の概要

図表2-13 受給者情報受け渡し概要図(訂正連絡票情報)



以下を参考に作成 【インタフェース仕様書市町村編 令和6年4月 p3-2及び p147-2】 【インタフェース仕様書都道府県編 令和6年4月 p51-2】

図表2-14 受け渡しされる情報の名称・識別番号(受給者関係)

		基本情報	支給決定情報	モニタリング情報	ルート	周期	形式
受給者異動連絡票情報		E111	E121	E131	市町村→国保連		
障害児支援受給者異動	通所	B111	B121	B131		月次	CSV
連絡票情報	入所	B111	B121	_	都道府県→国保連		
受給者訂正連絡票情報		E211	E221	E231	市町村→国保連	n+	
障害児支援受給者	通所	B211	B221	B231		訂正時	CSV
訂正連絡票情報	入所	B211	B221	_	都道府県→国保連		
受給者台帳取込エラーリスト			ECA1		国保連→市町村		
障害児支援受給者台帳取込	通所		BCA1		国际建 河門町	月次	PDF
エラーリスト	入所		BCA1		国保連→都道府県		
受給者台帳受付点検 エラーリスト		EDA1	EDB1	EDB2	国保連→市町村		חחר
障害児支援受給者台帳	通所	BDA1	BDB1	BDB2		月次	PDF
受付点検エラーリスト	入所	BDA1	BDB1	_	国保連→都道府県		
受給者情報更新結果情報		E311	E321	E331	· 网络 · 士町++		
障害児支援受給者情報	通所	B311	B321	B331	」 国保連→市町村	月次	CSV
更新結果情報	入所	B311	B321	_	国保連→都道府県	1	
受給者台帳情報		E411	E421	E431	・ 国保連→市町村		
障害児支援受給者台帳情報	通所	B411	B421	B431		□ 国保建→中町村 依頼時	CSV
TT I JON JON THE I THINK	入所	B411	B421	_	国保連→都道府県		

基本情報:障害支援区分や利用者負担上限額、各種減免等の基本情報

支給決定情報: 受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報 モニタリング情報: 受給者のモニタリング予定月の情報

図表2-15 受給者異動連絡票情報(基本情報)に記録される情報の概要

項番	項目名		内容
1	交換情報識別番号		当情報の内容を識別するための番号 E111
2	異動年月日		受給者異動連絡票情報(基本情報)に変更等が生じた年月(西暦年月
2	共劉牛力		(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する
3	異動区分	\¬_ \	異動区分コードを設定する
٥	共劉亾刀	ו א – וי	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由	1	受給者異動連絡票情報(基本情報)の異動事由を設定する
5	証記載市	可村番号	受給者証記載の市町村番号を設定する
6	파스士=	ᅋᆏᆓᄆ	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号
0	政令市市町村番号 		を設定する
7	受給者証	[番号	受給者証番号を設定する
8	障害区分	ソコード	障害区分コードを設定する
9	受給者	氏名(カナ)	受給者氏名カナを設定する
10	情報	生年月日	生年月日を設定する
11	児童	氏名(カナ)	児童氏名カナを設定する
12	情報	生年月日	生年月日を設定する
13 ~ 15	陪宇士铎	2000年起	認定した障害支援区分コードや認定有効期間(開始年月日・終了年月日)
13~15	障害支援区分情報 		を設定する
16 ~ 21	利用者負	担上限額情報	所得区分や個別減免の有無、利用者負担上限月額等を設定する
22 ~ 26	補足給付	情報	補足給付の有無、補足給付額(日額)等を設定する
27 ~ 30	利用者負	負担上限額管理	上限額管理の有無、上限額管理を行う事業所番号等を設定する
21 ~ 30	情報		
31 ~ 34	計画相談支援情報		計画相談支援の有無、計画相談支援を行う事業所番号等を設定する
35 ~ 38	給付費等の額の特例情		災害その他の特別の事情に基づく市町村が定める額の適用有無等を設定
35 ~ 36	報		する
39 ~ 49	特定旧法受給者区分、獲		混自助成対象者区分、食事提供体制加算対象者有無等を設定する
50	受給者性	別	受給者の性別を設定する
51	児童性別]	児童の性別を設定する

【インタフェース仕様書 市町村編 令和6年4月 .1.3.1を抜粋】

受給者訂正連絡票情報(基本情報)(E211)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂正区分コード」を設定します。

第2章 台帳整備の概要

コード」を設定します。

図表2-16 受給者異動連絡票情報 (支給決定情報)に記録される情報の概要

項番	項目名	内容
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号 E121
2	異動年月日	受給者異動連絡票情報(支給決定情報)に変更等が生じた年月と連番(異
2	共勤平月口	動順)を設定する
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する
3	共動区ガコード	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由	受給者異動連絡票情報(支給決定情報)の異動事由を設定する
5	証記載市町村番号	受給者証記載の市町村番号を設定する
6	政令市市町村番号	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号
6	以名词词叫的笛子	を設定する
7	受給者証番号	受給者証番号を設定する
8	決定サービスコード	決定したサービスのコードを設定する
9	旧障害程度区分等コ	障害児が短期入所する場合の単価区分、旧法施設の場合の程度区分を設定
9	- 1	する
10	決定支給量	決定した支給量(上6桁整数部、下2桁小数部)を設定する
11	1回当たりの最大提	居宅介護において1回当たりの最大提供量(上3桁整数部、下2桁小数部)
	供量	を設定する
12	支給量単位区分	決定した支給量の単位区分(時間、日数等)を設定する
13	決定支給期間(開始年	決定サービスの有効期間の開始年月日を設定する
13	月日)	
14	決定支給期間(終了年	決定サービスの有効期間の終了年月日を設定する
14	月日)	
15	相互利用対象者区分	相互利用対象者の場合、対象者区分を設定する
10	但立例用以家自区儿	1:身体 2:知的 3:精神

【インタフェース仕様書 市町村編 令和6年4月 1.3.2を抜粋】 受給者訂正連絡票情報(支給決定情報)(E221)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂正区分

図表2-17 受給者異動連絡票情報 (モニタリング情報)に記録される情報の概要

区分コード」を設定します。

項番	項目名	内容
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号 E131
2	 異動年月日	受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)に変更等が生じた年月と連
	共動牛力口 	番(異動順)を設定する
3	見動区ハコード	異動区分コードを設定する
3	異動区分コード 	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由	受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)の異動事由を設定する
5	証記載市町村番号	受給者証記載の市町村番号を設定する
6	政令市市町村番号	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号
6		を設定する
7	受給者証番号	受給者証番号を設定する
8	モニタリング対象年度	モニタリング対象の年度を設定する
		モニタリング対象年度の各月におけるモニタリング予定の有無を設定す
9 ~ 20	モニタリング対象月	వ
		1:無し 2:有り

【インタフェース仕様書 市町村編 令和6年4月 .1.3.3を抜粋】 受給者訂正連絡票情報(モニタリング情報)(E231)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂正

第2章 台帳整備の概要

図表2-18 障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報)に記録される情報の概要(障害児通所支援・市町村)

項番		項目名	内容
1	交換情報識別番号		当情報の内容を識別するための番号 B111
2	異動年月日		受給者異動連絡票情報(基本情報)に変更等が生じた年月(西暦年月
2			(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する
	用動気が		異動区分コードを設定する
3	異動区分コード 		1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由	1	受給者異動連絡票情報(基本情報)の異動事由を設定する
5	証記載市	可村番号	受給者証記載の市町村番号を設定する
6	孙公古主	可村番号	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号
0	יוי ווי באיזי	ᆙᆘᆥᆘᅖ	を設定する
7	受給者証	[番号	受給者証番号を設定する
8	障害区分	ソード	障害区分コードを設定する
9	受給者	氏名(カナ)	受給者氏名カナを設定する
10	情報	生年月日	生年月日を設定する
11	児童	氏名(カナ)	児童氏名カナを設定する
12	情報	生年月日	生年月日を設定する
13 ~ 15	障害支援	区分情報	設定しない
16 ~ 21	利用者負	担上限額情報	所得区分や個別減免の有無、利用者負担上限月額等を設定する
22 ~ 26	補足給付	h/書報	補足給付の有無等は「1:無し」を設定、補足給付額(日額)等は設定し
22 20	THI ACIALITY	J IFI TIX	ない
27 ~ 30	利用者負	自担上限額管理	上限額管理の有無、上限額管理を行う事業所番号等を設定する
	情報		
31 ~ 34	障害児相談支援情報		障害児相談支援の有無、障害児相談支援を行う事業所番号等を設定する
35 ~ 38	給付費等の額の特例情		災害その他の特別の事情に基づく市町村が定める額の適用有無等を設定
	報		する
39 ~ 45	多子軽減対象区分、独自		助成対象者区分、食事提供加算情報等を設定する
46	無償化対象区分		就学前障害児の発達支援無償化対象の場合に設定する
47	児童性別	J	児童の性別を設定する

【インタフェース仕様書 市町村編 令和6年4月 .1.3.1を抜粋】 障害児支援受給者訂正連絡票情報(基本情報)(B211)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂 正区分コード」を設定します。

図表2-19 障害児支援受給者異動連絡票情報(支給決定情報)に記録される情報の概要(障害児通所支援・ 市町村)

項番	項目名	内容				
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号 B121				
2	異動年月日	受給者異動連絡票情報(支給決定情報)に変更等が生じた年月と連番(異動順)を設定する				
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する 1:新規 2:変更 3:終了				
4	異動事由	受給者異動連絡票情報(支給決定情報)の異動事由を設定する				
5	証記載市町村番号	受給者証記載の市町村番号を設定する				
6	政令市市町村番号	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号を 設定する				
7	受給者証番号	受給者証番号を設定する				
8	決定サービスコー ド	決定したサービスのコードを設定する				
9	旧障害程度区分等コード	設定しない				
10	決定支給量	決定した支給量(上6桁整数部、下2桁小数部)を設定する				
11	1回当たりの最大 提供量	設定しない				
12	支給量単位区分	決定した支給量の単位区分(時間、日数等)を設定する				
13	決定支給期間(開始 年月日)	決定サービスの有効期間の開始年月日を設定する				
14	決定支給期間(終了 年月日)	決定サービスの有効期間の終了年月日を設定する				
15	相互利用対象者区 分	設定しない				

【インタフェース仕様書 市町村編 令和6年4月 .1.3.2を抜粋】

障害児支援受給者訂正連絡票情報 (支給決定情報)(B221)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂正区分コード」を設定します。

障害児支援受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)(B131)に記録される情報は、図表2-13の受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)と内容的に同様です。また障害児支援受給者訂正連絡票情報(モニタリング情報)(B231)では、障害児支援受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂正区分コード」を設定します。

第2章 台帳整備の概要

図表2-20 障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報)に記録される情報の概要(障害児入所支援・都道府県)

項番	項目名		内容		
1	交換情報	設識別番号	当情報の内容を識別するための番号 B111		
2	2 異動年月日		受給者異動連絡票情報(基本情報)に変更等が生じた年月(西暦年月		
2			(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する		
2	異動区分コード		異動区分コードを設定する		
3			1:新規 2:変更 3:終了		
4	異動事由		受給者異動連絡票情報(基本情報)の異動事由を設定する		
5	証記載都道府県等番号		受給者証記載の都道府県等番号を設定する		
6	政令市市町村番号		政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号		
0			を設定する		
7	受給者証番号		受給者証番号を設定する		
8	障害区分コード		障害区分コードを設定する		
9	受給者	氏名(カナ)	受給者氏名カナを設定する		
10	情報	生年月日	生年月日を設定する		
11	児童	氏名(カナ)	児童氏名カナを設定する		
12	情報	生年月日	生年月日を設定する		
13 ~ 15	障害支援区分情報		設定しない		
16 ~ 21	利用者負担上限額情報		所得区分や個別減免の有無、利用者負担上限月額等を設定する		
22 ~ 26	補足給付情報		補足給付の有無、補足給付額(日額)等を設定する		
27 ~ 30	利用者負担上限額管理		上限額管理の有無、上限額管理を行う事業所番号等を設定する		
27 * 30	情報				
31 ~ 34	障害児相談支援情報		障害児相談支援の有無は「1:無し」を設定、他は設定しない		
25 ~ 29	給付費等の額の特例情		災害その他の特別の事情に基づく都道府県等が定める額の適用有無等を		
35 ~ 38	報		設定する		
39 ~ 45	独自助成対象者区分、食事提供加算情報等を設定する				
46	無償化対象区分		就学前障害児の発達支援無償化対象の場合に設定する		
47	児童性別		児童の性別を設定する		

【インタフェース仕様書 都道府県編 令和6年6月 .1.3.1 を抜粋】 障害児支援受給者訂正連絡票情報(基本情報)(B211)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂 正区分コード」を設定します。

図表2-21 障害児支援受給者異動連絡票情報(支給決定情報)に記録される情報の概要(障害児入所支援・ 都道府県)

項番	項目名	内容		
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号 B121		
2	異動年月日	受給者異動連絡票情報(支給決定情報)に変更等が生じた年月と連番		
	共勤牛力口	(異動順)を設定する		
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する		
		1:新規 2:変更 3:終了		
4	異動事由	受給者異動連絡票情報(支給決定情報)の異動事由を設定する		
5	証記載都道府県等番号	受給者証記載の都道府県等番号を設定する		
6	政令市市町村番号	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番		
		号を設定する		
7	受給者証番号	受給者証番号を設定する		
8	決定サービスコード	決定したサービスのコードを設定する		
9	旧障害程度区分等コー	設定しない		
	ド	改たしない		
10	決定支給量	設定しない		
11	1回当たりの最大提供	設定しない		
	量	RXAE U'AV I		
12	支給量単位区分	設定しない		
13	決定支給期間 (開始年月	決定サービスの有効期間の開始年月日を設定する		
10	日)			
14	決定支給期間 (終了年月	決定サービスの有効期間の終了年月日を設定する		
. ,	日)	ハん・「ころのはとはいう」十八日で以たす。		
15	相互利用対象者区分	相互利用対象者の場合、対象者区分を設定する		
10		1:知的障害児 2:肢体不自由児 3:難聴幼児		

【インタフェース仕様書 都道府県編 令和6年6月 .1.3.1 を抜粋】 障害児支援受給者訂正連絡票情報(支給決定情報)(B221)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び 「訂正区分コード」を設定します。

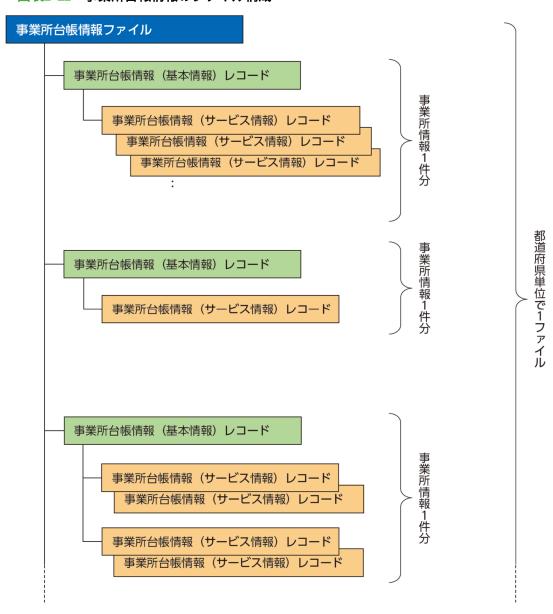
事業所台帳の構成

事業所台帳は、個々の事業所に対して適切に給付費等が支払われるために、必要な情報が事業所毎に登録されたデータベースです(図表2-22)。

1つの事業所に対し登録される情報は、大きく「基本情報」と「サービス情報」に区分されます。どちらも多くの情報で構成されますが、いずれも適切な支払のために必要な情報として定められたものです。

9障害児支援では障害 児施設台帳となりま す。その構成は障害 福祉サービスの事業 所台帳情報と同様で す。

図表2-22 事業所台帳情報のファイル構成



【インタフェース仕様書 都道府県編 令和6年6月 p42】 【障害児施設は同仕様書 都道府県編 令和6年6月 p118を参照】

10障害児施設について

も情報の受け渡しの

流れは基本的に同様ですが、情報の名

称が異なります(イン

タフェース仕様書を 参照して〈ださい)。

事業所情報 10の受け渡しの概要(都道府県・国保連合会)

事業所情報は都道府県と国保連合会の間で受け渡しが行われます (図表2-23~2-27)。

サービス提供事業所の情報に異動が発生した場合

都道府県は、サービス提供事業所の情報に異動が発生した場合、 国保連合会に「事業所異動連絡票情報(基本情報・サービス情報)」 を提出します。なお、異動連絡票情報に訂正がある場合は、「事業所 訂正連絡票情報(基本情報・サービス情報)」を提出します。

事業所台帳の誤りを発見した場合

都道府県は、既に台帳登録された事業所台帳の誤りを発見した場

図表2-23 障害福祉サービス事業所情報受け渡し概要 (異動連絡票情報)(障害児施設も同様)

都道府県 国保連合会 ①前月処理分として、都道府県は、指定障害福祉サ ービス事業所等の情報に異動が発生した場合、国 ②国保連合会は、受け付けた事業所異動連絡票情報 等について内容チェックを行い、エラーを発見し 保連合会に当該月異動分の事業所異動連絡票情報 (基本情報・サービス情報)を提出する。 た場合は都道府県に取込エラーリスト、受付点検 なお、提出済みの異動情報に訂正がある場合は、 エラーリストを提供し、再作成を依頼する。ま 事業所訂正連絡票情報(基本情報・サービス情 た、事業所台帳に複数サービスが登録されている 報)を提出する。 事業所で、一部のサービスのみ処遇改善の登録が ある場合、サービス情報未登録確認一覧を出力し 都道府県へ提供する。 ③都道府県は、エラー内容の修正を行い、再度、国 保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなる ④内容チェックした異動情報及び訂正情報を事業所 まで繰り返す) 台帳に登録する。 ⑤異動情報・訂正情報により、台帳を更新した結果 を都道府県に提供する。 ⑥都道府県は、指定障害福祉サービス事業所等の情 報に異動が発生した場合、国保連合会に前月処理 ⑦国保連合会は、受け付けた事業所異動連絡票情報 分以降の異動分の事業所異動連絡票情報(基本情 等について内容チェックを行い、エラーを発見し 報・サービス情報)を提出する。 た場合は都道府県に取込エラーリスト、受付点検 なお、提出済みの異動情報に訂正がある場合は、 エラーリストを提供し、再作成を依頼する。ま 事業所訂正連絡票情報(基本情報・サービス情 た、事業所台帳に複数サービスが登録されている 報)を提出する。 事業所で、一部のサービスのみ処遇改善の登録が ある場合、サービス情報未登録確認一覧を出力し 都道府県へ提供する。 ⑧都道府県は、エラー内容の修正を行い、再度、国 保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなる 9内容チェックした異動情報及び訂正情報を事業所 まで繰り返す) 台帳に登録する。 ⑩異動情報・訂正情報により、台帳を更新した結果 を都道府県に提供する。 備考 事業所異動連絡票情報(基本情報)と事業所異動連絡票情報(サービス情報)は同じファイルに格納し、提出する。

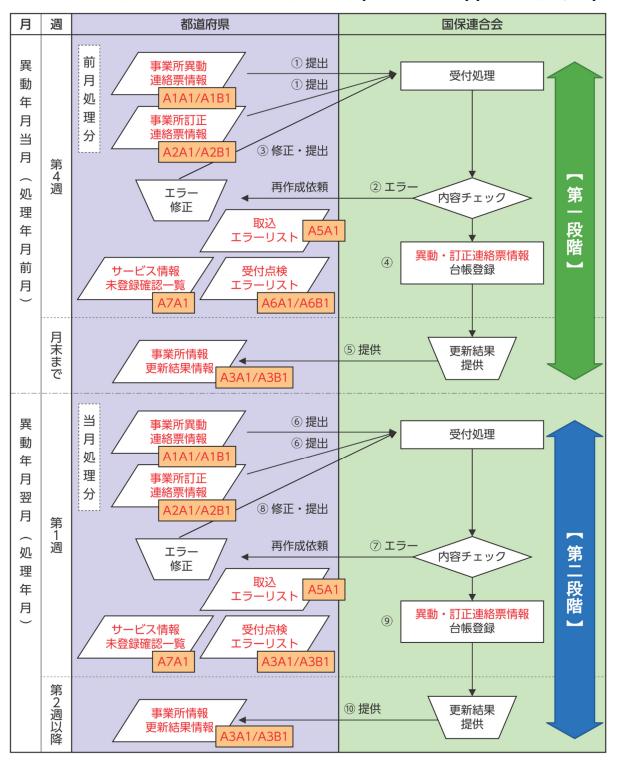
【インタフェース仕様書都道府県編 令和6年6月 .1.1.1及び .1.1.2を参考に作成】

国保連合会によっては、「前月処理分」と「前月処理分以降の異動分」に分けず、異動年月翌月(処理年月)の第1週に一括して異動連絡票情報の受付処理を行う。

第2章 台帳整備の概要

合、国保連合会に「事業所訂正連絡票情報(基本情報・サービス情報)」を提出します。

図表2-24 障害福祉サービス事業所情報受け渡し概要図(異動連絡票情報)(障害児施設も同様)



【インタフェース仕様書都道府県編 令和6年6月 p2-2及び p53-1を参考に作成】

国保連合会によっては、「前月処理分」と「前月処理分以降の異動分」に分けず、異動年月翌月(処理年月)の第1週に一括して異動連絡票情報の受付処理を行う。

【第一段階】及び【第二段階】については図表2-4を参照。

図表2-25 障害福祉サービス事業所情報受け渡し概要(訂正連絡票情報)(障害児施設も同様)

都道府県	国保連合会				
①都道府県は、事業所台帳の誤りを発見した場合、 事業所訂正連絡票情報(基本情報・サービス情報)を提出する。 ③都道府県は、エラー内容の修正を行い、再度、国 保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなる まで繰り返す)	(2)国保連合会は受け付けた事業所訂正連絡票情報について内容チェックを行い、エラーを発見した場合には都道府県に取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、再作成を依頼する。また、事業所台帳に複数サービスが登録されている事業所で、一部のサービスのみ処遇改善の登録がある場合、サービス情報未登録確認一覧を出力し都道府県へ提供する。 (4)内容チェックした訂正情報を事業所台帳に登録する。 (5)訂正情報により、台帳を更新した結果を都道府県に提供する。				
⑩都道府県は、国保連合会が保有している事業所台帳情報の出力を依頼する。 なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動情報、訂正情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。	⑦都道府県からの出力依頼により、事業所台帳の内 容を出力し、提供する。				
備考 事業所訂正連絡票情報(基本情報)と事業所訂正連絡票情報(サービス情報)は同じファイルに格納し、提出する。					

【インタフェース仕様書都道府県編 令和6年6月 .1.1.1及び .1.1.2を参考に作成】

月 週 都道府県 国保連合会 ⑪ 提出 事業所訂正 既に登録されている台帳の訂正 受付処理 連絡票情報 A2A1/A2B1 ⑬ 修正・提出 再作成依頼 ① エラ-エラー 内容チェック 修正 第 1 訂 取込 正 ·週 A5A1 エラーリスト 14) 訂正連絡票情報台帳登録 台 サービス情報 受付点検 帳 未登録確認一覧 エラーリスト 出 A7A1 A3A1/A3B1 ① 提供 事業所情報 更新結果 力 更新結果情報 提供 依 A3A1/A3B1 頼 月 ⑯ 出力依頼 事業所台帳情報 事業所台帳情報出力 出力依頼 第2週以降 ⑰ 提供 事業所台帳 事業所 台帳情報 情報提供 A4A1/A4B1

図表2-26 障害福祉サービス事業所情報受け渡し概要図(訂正連絡票情報)(障害児施設も同様)

【インタフェース仕様書都道府県編 令和6年4月 p3及びp53-2を参考に作成】

図表2-27 受け渡しされる情報の名称・識別番号(事業所関係)

	基本情報	サービス情報	ルート	周期	形式
事業所異動連絡票情報	A1A1	A1B1	都道府県→国保連	月次	CSV
障害児施設異動連絡票情報	B1A1	B1B1			
事業所訂正連絡票情報	A2A1	A2B1	・都道府県→国保連	訂正時	CSV
障害児施設訂正連絡票情報	B2A1	B2B1			
事業所台帳取込エラーリスト	A5A1		■保連→都道府県	月次	PDF
障害児施設台帳取込エラーリスト	BCC1				
事業所台帳受付点検エラーリスト	A6A1	A6B1	国保連→都道府県	月次	PDF
障害児施設台帳受付点検エラーリスト	BDE1	BDF1			
事業所台帳サービス情報未登録確認一覧	_	A7A1	国保連→都道府県	月次	PDF
障害児施設台帳サービス情報未登録確認一覧	_	BGA1	国体建了邻道的宗		
事業所情報更新結果情報	A3A1	A3B1	・国保連→都道府県	月次	CSV
障害児施設情報更新結果情報	B3A1	B3B1			
事業所台帳情報	A4A1	A4B1	国仅油入牧送应 俱	休瓶味	CSV
障害児施設台帳情報	B4A1	B4B1	- 国保連→都道府県	依頼時	CSV

基本情報:事業所の名称・所在地等の情報 サービス情報:提供するサービスごとの事業所の名称・所在地等の情報

基本情報、サービス情報の内容(図表2-28~2-30) 基本情報は、事業所の名称、所在地等の情報です。また、サービス 情報は、提供するサービス毎の事業所の名称・所在地等の情報です。

図表2-28 事業所異動連絡票情報(基本情報)に記録される情報の概要(障害児施設も共通)

項番	項目名	内容						
1	交換情報識別番号	事業所異動連絡票情報(基本情報)の識別番号を設定する A1A1 (障害児						
		施設は B1A1)						
2	 異動年月日	事業所の指定等に関して取得又は変更等が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))						
	共動千万日	と連番(異動順)を設定する						
3	 異動区分コード	異動区分コードを設定する						
3	共動区カコー ・	1:新規 2:変更 3:終了						
4	異動事由	事業所情報の異動事由を設定する						
4	共勤争口	01(固定値)						
5	事業所番号	事業所番号を設定する						
6 ~ 12	申請(開設)者	申請(開設)者の名称、住所、電話番号等を設定する						
13 ~ 18	代表者	代表者氏名、役職名、住所等を設定する						
19	主たる事業所名称	主たる事業所の名称を設定する						
20	法人等種別コード	事業所の法人等の種別をコードで設定する						
21	指定 / 基準該当等	 						
۷۱	事業所区分コード	指定又は基準該当等の事業所の区分をコードで設定する						

【インタフェース仕様書 都道府県編 令和6年6月 1.3.1 を抜粋】 【障害児施設は同仕様書 都道府県編 令和6年6月 1.3.1 を参照】

事業所訂正連絡票情報(基本情報)(A2A1)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂正区分コード」を設定します。障害児施設訂正連絡票情報(基本情報)(B2A1)も同様です。

第2章 台帳整備の概要

図表2-29 事業所異動連絡票情報 (サービス情報) に記録される情報の概要

項番	項目名	内容						
1	交換情報識別番号	事業所異動連絡票情報(サービス情報)の識別番号を設定する A1B1						
2	田動佐口口	事業所の指定等に関して取得又は変更等が生じた年月と連番(異動順)						
2	異動年月日	を設定する						
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する						
5	共動区カコート	1:新規 2:変更 3:終了						
4	異動事由	事業所情報の異動事由を設定する						
4	共到争出	01(固定値)						
5	事業所番号	事業所番号を設定する						
6 ~ 10	管理者	管理者氏名、住所等を設定する						
11 ~ 17	事業所	事業所名称、住所、電話番号等を設定する						
18	サービス種類コード	サービスの種類を設定する						
19	サービス提供単位番	サービスの提供単位 " 000 " ~ " 999 " の範囲で設定する						
10	号) こパのたパーゼ 000 000 00年1日 (成元) 0						
20	事業実施区分	事業の実施形態をコードで設定する						
20		1:単独 2:多機能						
21	地域区分コード	厚生労働省の定める事業所が所在する地域に該当する区分をコードで設						
21		定する						
22 ~ 25	基準該当	基準該当事業所を登録した市町村の番号、受領委任の有無、登録開始年						
	E T W 1	月日等を設定する						
26 ~ 29	事業開始年月日、事業	休止年月日等を設定する						
30	施設等の区分	施設等の区分をコードで設定						
31	人員配置区分	配置基準をコードで設定						
32	定員区分	報酬算定上の入所定員数をコードで設定						
33	送迎加算の有無	送迎加算の有無をコードで設定						
33	<u> </u>	1:無し 2:有り 3: 4:						
34	利用定員数	利用定員数を設定						
35 ~ 176	各種の加算の有無や区	分等、給付費の算定に必要な情報が記録される						
177	事業変更年月日	事業変更年月日を設定する						
178 ~ 211	各種の加算の有無や区	分等、給付費の算定に必要な情報が記録される						

【インタフェース仕様書 都道府県編 令和6年6月 .1.3.1 を抜粋】 事業所訂正連絡票情報(サービス情報)(A2B1)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂正区分コード」を設定します。

図表2-30 障害児施設異動連絡票情報 (サービス情報)に記録される情報の概要

項番	項目名	内容					
1	交換情報識別番号	障害児施設異動連絡票情報 (サービス情報)の識別番号を設定する B1B1					
2	異動年月日	施設の指定等に関して取得又は変更等が生じた年月と連番(異動順)を設					
	<u> </u>	定する					
3	 異動区分コード	異動区分コードを設定する					
	7(23=7)	1:新規 2:変更 3:終了					
4	 異動事由	施設情報の異動事由を設定する					
7	· 共動争山	01(固定値)					
5	事業所番号	事業所番号を設定する					
6 ~ 10	管理者	管理者氏名、住所等を設定する					
11 ~ 17	事業所	事業所名称、住所、電話番号等を設定する					
18	サービス種類コー	サービスの種類を設定する					
10	۴	ンとハの住人をと扱えて					
19	 地域区分コード	厚生労働省の定める事業所が所在する地域に該当する区分をコードで設					
19	地域区ガコード	定する					
20 ~ 23	事業開始年月日、事	業休止年月日等を設定する					
24	施設等の区分	施設等の区分をコードで設定する					
25	定員区分	報酬算定上の定員区分をコードで設定する					
26	入所定員数	定員数を設定する					
27 ~ 100	各種の加算の有無や	P区分等、給付費の算定に必要な情報が記録される					
101	事業変更年月日 事業変更年月日を設定する						
102 ~ 129	各種の加算の有無や	区分等、給付費の算定に必要な情報が記録される					

【インタフェース仕様書 都道府県編 令和6年6月 .1.3.1 を抜粋】 障害児施設訂正連絡票情報(サービス情報)(B2B1)では、上記の情報に加えて「訂正年月日」及び「訂正区分コード」を設定します。

第2章 台帳整備の概要

マニュアル空白ページ

台帳整備にかかる 事務処理マニュアル

第3章 受給者台帳(市町村等)

1 台帳情報の異動/訂正処理

市町村等が受給者の情報を提供、国保連合会が台帳に登録

国保連合会が障害福祉サービス等の一次審査や給付費の支払を行うために必要となるのが、受給者やサービス提供事業所に関する情報です。このうち、受給者に関する情報については、受給者証を発行した市町村等が国保連合会に提供(送信)します。国保連合会は、市町村等が受給者の情報(異動連絡票情報)を送信してくる都度、その情報を受給者台帳に登録します。このように情報を異動年月日の順番に積み上げることにより、一次審査及び支払処理において、サービス提供月の受給者の障害支援区分や利用者負担上限月額等の支給決定内容を参照します(図表3-1)。

また、既に国保連合会に送信し、受給者台帳に登録された情報を、 遡って訂正する場合には、市町村等は訂正連絡票情報²を作成し、 国保連合会に提供(送信)します。これを基に国保連合会では受給 者台帳を訂正します。

- 1 障害児入所支援の受 給者については都道 府県、政令市、児童相 談所設置市が情報を 提供(送信)します。
- 2異動連絡票情報と訂正連絡票情報の違いについては、図表3-2を参照してください。

図表3-1 異動連絡票情報の積み上げのイメージ

異動 年月日	異動 区分	異動 事由	証記載 市町村番号	項I A		受給者証番号	項目 B	受給者 氏名(カナ)	項目 C	項目 D
201804 01	1:新規	01	991003			000000010		シリツ タロウ		:
201806 01	2:変更	99	991003			000000010		シリツ タロウ	変更	:
201807 01	2:変更	99	991003	変更	更	000000010		シリツ タロウ	Ţ	:
201809 01	2:変更	99	991003		,	000000010		シリツ タロウ	変更	変更
				1	•				+	+

~ 以降続〈 (レコード項目) 4月、5月の情報 として取扱う 6月の情報 として取扱う 7月、8月の情報 として取扱う 9月以取扱う 9月以取扱う もして取扱う

・「異動年月日」は連絡票情報に変更等が生じた年月と連番(異動順)を設定する(末尾の2桁は日付ではなく、 01~99まで設定できる)

図表3-2 異動連絡票情報と訂正連絡票情報の違いのイメージ

異動連絡票情報 箱を積み上げる

訂正連絡票情報 箱の中身を入れ替える





受給者の情報に異動が発生した場合 受給者異動連絡票情報

異動連絡票情報作成のタイミング

受給者の情報に新規・変更・終了が生じた場合、市町村等は受給 者異動連絡票情報を作成し、国保連合会に送信します。

同月内に2回以上変更がある場合、複数の変更を1つの異動連絡 票情報とすることが可能です(図表3-3)。

また、同一日に複数の変更がある場合、1つの異動連絡票情報にまとめて送信します。同じ受給者の情報で同一異動年月日のデータが複数存在する場合、2番目以降のデータは重複エラーとなり国保連合会のシステムに取り込まれません(図表3-4)。

図表3-3 9月10日に障害支援区分の変更が適用され、9月25日に受給者氏名(カナ)も変更した受給者の 例

変更日	証記載 市町村番号	受給者証番号	受給者氏名		障害支援区分 認定有効期間 (終了年月日)		
9/10	991003	0000000010	ジンジングランジングランジングラングラングラングラングラングラングラング	9/10	12/31	\$\$ \$\$ \$\$	> 市町村等の受給者情報
9/25	991003	000000010	フクシ タロウ	9/10	12/31		



月末に異動連絡票情報を一括作成

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 市町村番号	受給者証番号	受給者氏名	認定有効期間	障害支援区分 認定有効期間 (終了年月日)	異動 一連絡票
201809	2:変更	99	991003	000000010	フクシ タロウ	9/10	12/31	情報

台帳整備の標準的なスケジュールは、異動月の月末に一括して送信し、翌月に登録を行う。

国保連合会は、台帳整備のスケジュールを前倒しで実施することも可能。この場合は次のように2段階に分けて情報のやり取りを行う。

- ・毎月25日頃までの異動分は前月処理分として第4週に送信し、国保連合会は週内に台帳に登録し、月末までに台帳の更新結果を市町村等に提供する。
- ・毎月26日頃以降の異動分は当月処理分として翌月第1週に送信し、国保連合会は週内に台帳に登録し、第2週に台帳の更新結果を市町村等に提供する。

図表3-4 9月10日に障害支援区分を変更し、同日に上限額管理事業所も変更した受給者の例

	変更日	証記載 市町村番号	受給者証番号	障害支援 区分	上限額管理 事業所番号		
Α	9/10	991003	000000010	21	9910000010	\$	> 市町村等の受給者情報
В	9/10	991003	000000010	21	9910012340	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

4

月末に異動連絡票情報を一括作成

異動 年月日	異動 I 区分	異動事由	証記載 市町村番号	受給者証番号	受給者氏名	障害支援区分	上限額管理事業所番号	******
20180	9 2:変更	99	991003	000000010	ジンジングラブ ジリツ タロウ	21	9910012340	33

A、Bの変更を1つにまとめた異動連絡票情報を作成する。(別々に作成した場合、Bの変更による異動連絡票情報はエラーとなる。)

エラーに対する修正(異動連絡票情報(差分))

国保連合会では、市町村等から送信された異動連絡票情報の内容をチェックし、エラーがあった場合、異動連絡票情報に対する取込エラーリスト(PDF)を市町村等に対して提供します。その内容を基にエラー箇所を修正し、異動連絡票情報(差分)として再度、国保連合会に送信します(訂正連絡票情報での修正ではありません)。

異動連絡票情報の基本的な考え方

異動連絡票情報の作成に際しては、以下の点に特に留意します。

- 1)レコード項目は全て設定して異動連絡票情報を作成する(変更しない項目も設定して異動連絡票情報を作成する)。
- 2)初期値で設定された項目は、国保連合会にてそのまま台帳に更新する(国保連合会で未設定項目についての充当は行わない)。
- 3)基本情報 3のみに変更がある場合、支給決定情報 3を作成する必要はない。
- 4)支給決定情報のみに変更がある場合、基本情報を作成する必要はない。また、支給決 定情報が複数ある場合 ⁴は、変更があるレコード情報のみを作成する。
- 5)異動区分の設定ルール
 - ・「新規」 「変更」 「終了」の順序で設定する(「新規」 「終了」も可)。
 - ・「新規」は前履歴が存在しないか、前履歴の異動区分が「終了」の場合に設定する。
 - ・「変更」「終了」は前履歴が存在し、前履歴の異動区分が「新規」か「変更」の場合 に設定する。
- 6) 異動連絡票情報の異動年月日と各種開始・終了年月日の設定ルール
 - ・異動区分が「新規」の場合、各種開始年月日は異動年月以前の年月日を設定する。
 - ・異動区分が「変更」の場合、各種開始年月日は異動年月内で前履歴の開始年月日以
- 4支給決定情報は、 受給者が受けるサ ービス種類毎に作 成されます。

降を設定する。なお、変更しない項目の開始年月日は、前履歴と同一の年月日を設定する。

- ・異動区分が「終了」の場合、各種終了年月日は異動年月内の年月日を設定する。なお、各種開始年月日は、前履歴と同一の年月日を設定する。
- 7)基本情報が「終了」となる場合は、支給決定情報も全て「終了」とする異動連絡票情報を作成する(「終了」ではない支給決定情報が残るとエラーとなる)。

異動連絡票情報の作成例

図表3-5に、新規に受給者となった人が、その後いくつかの情報が変更になったというケースにおいて、市町村等がどのように異動連絡票情報を作成し、国保連合会に送信するかを示しました。

図表3-5 異動連絡票情報の作成の流れの例



- ①受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)新規作成
- ・市町村等にて3月10日に新規支給決定された受給者の異動連絡票情報を作成し、4月1日に提出

基本情報	異動 年月日	異動 区分	異動 事由	証記載 市町村番号	受給者証番号		障害支援 区分	障害支援区分 認定有効期間 (開始年月日)	障害支援区分 認定有効期間 (終了年月日)	上限額管理事業所番号
報	201803 01	1:新規	01:取得	991003	000000010	<u>}</u>	21	3/10	9/30	9910100010
支給決定情報	異動 年月日	異動区分	異動 事由	証記載 市町村番号	受給者証番号	******	決定支給期間(開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)		
情報	201803 01	1:新規	01:取得	991003	0000000010	}{ }{	3/10	9/30	<u> </u>	

②受給者情報の変更

・6月10日の上限額管理事業所の変更により、市町村等の受給者情報を変更

変更日	証記載 市町村番号	受給者証番号	障害支援区分	上限額管理事業所番号
6/10	991003	0000000010	21	9910212345

- ③②変更分の受給者異動連絡票情報(基本情報)作成
- ・市町村等にて6月10日に変更された内容について異動連絡票情報を作成し、7月1日に提出(変更しない 項目も設定する。また、変更がない支給決定情報については、異動連絡票情報を作成しない。)

基本性	異動 年月日	異動 区分	異動 事由	証記載 市町村番号	受給者証番号	障害支援 区分	障害支援区分 認定有効期間 (開始年月日)	障害支援区分 認定有効期間 (終了年月日)	>>>	上限額管理 事業所番号	?? ?}}
情報	201806 01	2:変更	99:その他	991003	0000000010	21	3/10	9/30	}	9910212345	35

④障害支援区分変更に伴う受給者情報の変更

・9月10日の障害支援区分変更により、市町村等の受給者情報を変更

変更日	証記載 市町村番号	受給者証番号	障害支援 区分	障害支援区分 認定有効期間 (開始年月日)	障害支援区分 認定有効期間 (終了年月日)
9/10	991003	0000000010	22	9/10	9/30

- ⑤④変更分の受給者異動連絡票情報(基本情報)作成
- ・市町村等にて9月10日に変更された内容について異動連絡票情報を作成し、10月1日に提出(変更しない項目も設定する。また、変更がない支給決定情報については、異動連絡票情報を作成しない。)

異動 年月日	異動区分	異動 事由	証記載 市町村番号	}} } }	受給者証番号	?} }}	障害支援 区分	障害支援区分 認定有効期間 (開始年月日)	障害支援区分 認定有効期間 (終了年月日)	?? ??	上限額管理 事業所番号	??
201809 01	2:変更	99:その他	991003		000000010	\{ \{ \{	22	9/10	9/30	\{ \{ \{	9910212345	\{\ \{\ \{\

受給者の情報を過去に遡り訂正する場合 受給者訂正連絡票情報

訂正連絡票情報作成のタイミング

過去に遡り既に国保連合会に送信し、台帳に登録されたものと同一異動年月日のデータを置き換える場合、又は、データを削除する場合、市町村等は受給者訂正連絡票情報を作成し、国保連合会に送信します。(図表3-6)。

対象データが複数存在する場合は、対象データ全ての訂正連絡票情報を作成し、送信します。

5訂正連絡票情報送信後の国保連合会でのチェックや、エラーがあった場合の修正については、異動連絡票情報と同様の流れです(本章42ページ参照)。

図表3-6 4月1日に変更された受給者の障害支援区分を「21」から「22」に訂正した場合の例

変更日	証記載市町村番号	受給者証番号	受給者氏名(カナ)	障害支援区分	
4/1	991003	000000010	ジリツ タロウ	21	←訂正前の情報
訂正日	証記載市町村番号	受給者証番号	受給者氏名(カナ)	障害支援区分	
5/15	991003	000000010	ジリツ タロウ	22	<u> </u>

4

訂正連絡票情報を作成

訂正 年月日	訂正 区分	異動 年月日	異動 区分	異動 事由	証記載 市町村番号	?} ?}	受給者証番号	障害支援 区分	
201805	2:修正	201804 01	2:変更	99:その他	991003	<u>}</u>	000000010	22	〉 ←訂正連絡票情報

- ・異動年月日と異動区分は既に国保連合会の台帳に登録されているものと同じにする。
- ・訂正しない支給決定情報については、訂正連絡票情報を作成しない。訂正しない項目も設定する。

異動連絡票情報と訂正連絡票情報の違い(図表3-2)

異動連絡票情報は、新たに生じた変更内容を国保連合会に送信し、 国保連合会が受給者台帳に登録する情報です。具体的には、受給者 証の新規交付、支給決定の追加、各種期間終了に伴う受給者証の更 新、資格喪失による受給者証の回収が生じた場合に作成・送信しま す。

これに対し訂正連絡票情報は、既に国保連合会に送信され、登録 済となった異動連絡票情報の内容を訂正するものです。受給者証を 記載内容の誤りにより訂正した場合に、国保連合会の受給者台帳の 登録情報もあわせて訂正するための情報です。

したがって、訂正連絡票情報を作成する際には、過去のどの異動連絡票情報に対する訂正であるかを特定できるよう、訂正対象となる異動連絡票情報の異動年月日・異動区分・異動事由を入力することになっています。

異動連絡票情報と訂正連絡票情報送信後の国保連合会におけるデータの状態をパターン別に例示すると、図表3-7のようになります。

図表3-7 異動連絡票情報と訂正連絡票情報による台帳のデータの流れ

(異動連絡票情報による原則的な流れ)

異動 年月日	異動 区分	異動 事由	証記載 市町村番号	項目 A	受給者証番号	項目 B	受給者氏名 (カナ)	項目 C	項目 D
20180 ⁴ 01	1:新規	01	991003		000000010		シリツ タロウ		
201806 01	6 2:変更	99	991003		000000010		シ リツ タロウ	変更	
201807 01	7 2:変更	99	991003	変更	000000010		シリツ タロウ	1	
201809 01	2:変更	99	991003		000000010		シリツ タロウ	変更	変更
				+				+	T

~ 以降続く (レコード項目) 4月、5月の情報 として取扱う 6月の情報 として取扱う 7月、8月の情報 として取扱う 9月以降の情報 として取扱う

(訂正連絡票情報の送信のタイミングによる台帳のデータの流れのパターン例)

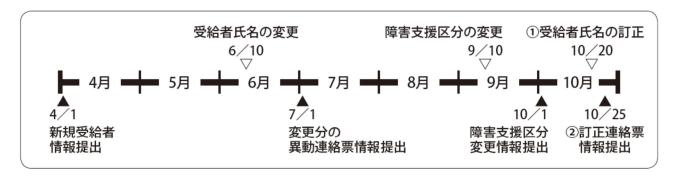
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	村等にて作成された 連絡票情報	0.		2,	3.		هـ ر	
	連合会における 連絡票情報の状態		` ^ ①—		\ 2	` \$3—		* 4
パター	5月に①→ I に訂正		,I					
1	国保連合会における 異動連絡票情報の状態		①→ I —					-
パター	7月に①→I、②→I に訂正				I II			
2	国保連合会における 異動連絡票情報の状態		⊕ 1 -		2 →Ⅱ−			-
パター	8月に①→I、②→I ③→Ⅲに訂正					I		
ショ	国保連合会における 異動連絡票情報の状態		⊕ \$ 1−		2 1 −	> 3→ 1 1—		—
パター	10月に6月の異動情報 を追加							⑤
ン 4	国保連合会における 異動連絡票情報の状態		① 	→ ⑤ 4 -		→ ③		- 4

・パターン4は訂正連絡票情報ではなく、異動連絡票情報を送信した例である(6月に異動連絡票情報を 送信していないため、この月に対応する訂正連絡票情報は送信できない)。

訂正連絡票情報の作成例

図表3-8に、受給者の氏名を遡って訂正するケースにおいて、市町村等がどのように訂正連絡票情報を作成し、国保連合会に送信するかを示しました。

図表3-8 訂正連絡票情報の作成の流れの例



①受給者情報の訂正

・7月1日に提出した異動連絡票情報について受給者氏名に誤りがあり、10月20日に市町村等にて受給者氏名を訂正

決定日	証記載 市町村番号	受給者証番号	受給者氏名(カナ)	障害支援 区分
6/10	991003	0000000010		21
	,		" ↓ 訂正 ↓	,
訂正日	証記載 市町村番号	受給者証番号	受給者氏名	障害支援 区分
			1)]

②提出済みの異動連絡票情報に対する訂正連絡票情報を作成

・7月1日、10月1日に提出した異動連絡票情報に対して、訂正連絡票情報を作成し、10月25日に提出 (当該訂正に関係する提出済み異動連絡票情報全てに対して作成する)

訂正 年月日	訂正 区分	異動 年月日	異動 区分	異動 事由	証記載 市町村番号		受給者証番号	受給者氏名
201810 01	2:修正	201806 01	2:変更	99:その他	991003	\{\ \{\}	000000010	000 000
201810 01	2:修正	201809 01	2:変更	99:その他	991003		000000010	000 000

モニタリング情報

計画相談支援給付費請求書及び障害児相談支援給付費請求書について、決定支給期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックするため、既存のインタフェース「受給者異動連絡票情報(基本情報)」に従属する情報として、新たに「モニタリング情報」が追加(図表3-9)されています(平成30年4月異動分から。)。

モニタリング情報の設定例については、図表3-10を参考にしてください。

6モニタリング情報を用いた具体的なチェックは、平成30年下期以降実施されています。

図表3-9 受給者異動連絡票情報ファイル構成イメージ(モニタリング情報の追加)

受給者異動連絡票情報ファイル

受給者異動連絡票情報(基本情報)レコード

受給者異動連絡票情報(支給決定情報)レコード

受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)レコード

モニタリング情報のレコード 内容については、第2章・25 ページを参照。

図表3-10 モニタリング情報の設定例

(1)新規にモニタリング情報を作成する場合

・モニタリング情報の異動区分を、年度毎のレコード単位で「1:新規」として作成する。 (2018年度は2ヶ月毎、2019年度は3ヶ月毎の予定とした場合)

E111 (基本情報)

異動年月日	異動区分	計画相談支	援有効期間
共動千月口	共動区力	開始年月日	終了年月日
20180401	1 (新規)	20180401	20200331

①:2018年度分モニタリング情報

②:2019年度分モニタリング情報

③:2020年度分モニタリング情報

E131 (モニタリング情報)

	異動年月日	異動区分	モニタリング		モニタリング対象月										
	共助十月口	共劉位刀	対象年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	20180401	1 (新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
2	20180401	1 (新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1

(2)新しい年度分のモニタリング情報を追加する場合

・異動区分は「1:新規」で追加する年度分のモニタリング情報のみを作成する。(2020年度は4ヶ月毎の予定とした場合)

E131 (モニタリング情報)

		11311117													
	異動年月日	異動区分	モニタリング					モニ	タリン	ノグ対	象月				
	共助十万口	共勤区力	対象年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	20180401	1 (新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
2	20180401	1 (新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
3	20180501	1 (新規)	2020	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1

第3章 受給者台帳(市町村等)

(3)モニタリング対象月を変更する場合

・異動区分は「2:変更」で変更するモニタリング情報のみを作成する。(2018年9月より3ヶ月毎の予定に変更した場合)

E131(モニタリング情報)

	異動年月日	異動区分	モニタリング												
	共劉十月口	共動区刀	対象年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	20180401	1 (新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
1	20180901	2 (変更)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2

異動年月日の年月より前のモニタリング対象月 の設定内容は、前履歴から変更不可とする

(4)受給資格喪失により基本情報が「終了」となる場合

・モニタリング情報の異動区分を「3:終了」で作成する。

(基本情報の「終了」年度以降の年度分のモニタリング情報は、訂正連絡票情報(訂正区分が削除)により削除する。)

E111 (基本情報)

Ì	異動年月日	異動区分	計画相談支	援有効期間
	共動千月口	共動区刀	開始年月日	終了年月日
	20180401	1 (新規)	20180401	20200331
ĺ	20190901	3 (終了)	20180401	20190930

E131 (モニタリング情報)

- 1	E131 (七二夕	(リング情報)													
	異動年月日	異動区分	モニタリング					モニ	タリン	ング対	象月				
	共助千月口	共劉区刀	対象年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	20180401	1 (新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
1	20180901	2 (変更)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2
1	20190901	3 (終了)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2
2	20180401	1 (新規)	2019	2	1		2	1	1	2	1	1	2	1	1
2	20190901	3 (終了)	2019	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	20180501	1 (新規)	2020	2	1	1	1	2	1	1	1	2 4	1	1	1
															
	年月	本情報の終了の 度以降分は、記 各票で削除する	るため	報の終め、こ	の終	了レコ	コード		囲	外のモ	炎支援 ∃ニタ : 無し	リング	グ対象	月	
	建作	合示で削除りで	5) (M	目哈	9 0 0	26	円間で	_ 9 @		14		無し	」 で i	又近 9	3

受給者異動・訂正連絡票情報についての参照資料

以上のほか、受給者異動・訂正連絡票情報の詳細については、以 下を参照してください。

・インタフェース仕様書(市町村編) .1.4

2 エラーの原因や対処方法

受給者台帳取込エラーリスト

市町村等が提出(送信)した受給者異動連絡票情報、又は受給者 訂正連絡票情報は、国保連合会において取込点検、受付点検が行わ れます。

取込点検っでは、レコードフォーマットのチェック・や、桁数の確認等、データベースに取り込むための最低限の確認が行われます。

取込エラーが発生した場合、国保連合会では受給者台帳取込エラーリストを作成し、送信元の市町村等に返信します。取込エラーリストにはエラーの内容が表示されていますので、市町村等では確認のうえ、必要な修正を行い、改めて情報を送信します。

受給者台帳受付点検エラーリスト

受付点検は、主に情報内の整合性の確認や、他の台帳・単位数表マスタとの突合による点検です。

受付点検エラーが発生した場合、国保連合会では受給者台帳受付点検エラーリスト(図表3-11・3-12)を作成し、送信元の市町村等に返信します。受付点検エラーリストにはエラーの内容が、エラーコードとエラー情報欄に表示されるエラーメッセージによって示されますので、市町村等では確認のうえ、必要な修正を行い、改めて情報を送信します。

なお、一部のエラーコードについては、帳票上では確認できない 内容を補足情報として表示することにより、より迅速な確認・修正 ができます。

典型的なエラー事例とその対処方法を52ページ以降にまとめましたので、参考にしてください。

受給者異動・訂正連絡票情報の台帳への登録と登録結果の送信(国保連合会)

点検が済み、エラーが解消された受給者異動連絡票情報や受給者 訂正連絡票情報は、国保連合会の受給者台帳に登録されます。

国保連合会での登録が完了すると、更新結果が送信されてきますので、市町村等は内容を確認します。

- 7情報の提出が媒体によって行われた場合は、 媒体に対する点検も行われます。
- 8点検対象の異動/訂正連絡票情報について、データレコードのデータ項目数が、インタフェース仕様書に規定する項目数と等しいこと等を確認します。

第3章 受給者台帳(市町村等)

事業所からの請求情報との突合で不一致が発見された場合

事業所からの請求情報と、市町村等からの受給者の情報を登録した受給者台帳とを国保連合会における一次審査で突合した結果、不一致(エラー)が明らかになると、国保連合会から市町村等に一次審査処理結果票等で通知される場合があります。

エラーの原因は、請求情報か受給者台帳のいずれかに不備がある

図表3-11 受給者台帳異動受付点検エラーリスト(基本)

1ページ目(市町村等が送信した異動連絡票の情報を表示)(訂正連絡票の場合も同様)

(ID:R23201) 障害者総合支援	受給者台帳異動受付点	検エラーリスト(基本)		年 1月30日 1 頁 国民健康保険団体連合会
	令和 5年 1月30日受付分	令和 5年 1月30日点検分		
バッチ番号 整理番号 異 202301000009 00000001 令和	動年月日 異動区分 異動事由 5年 1月01 2 変更 99 その他異動	証記載市町村番号 131016 千代田区	市町村名	政令市市町村番号
受給者証番号 障害区分 1300000100 04 障害児	訂正年月日 訂正区分	特定旧法受給者区分 1 対象外 1	自助成対象者区分 対象外	市町村電話番号 03-1234-5678
受給者情報】 氏名	生年月日 性別 昭和50年 6月 1日 1 男	【児童情報】 氏名	生年月日 平成18年 9月 1	性別 2 女
9 なし 利用者負担上限額情報】 所得区分コード 個別滅免有無 15 一般 2 1 無	1 無 37, 200	【補足給付情報】 「補足給付有無」生保移行防」 1 無 1	上有無(補足給付) 補足無無	終了年月日 足給付額 (日額) 0
開始年月日 令和 5年 1月 1日	終了年月日 令和 5年 9月30日	開始年月日	終了	年月日
利用者負担上限額管理情報】 上限額管理有無 上限額管理事業 1 無 事業所名	新番号 關始年月日		総付費等の額の特例情報】 間村が定める額の適用有無 無 開始年月日	市町村が定める額(*) 0 終了年月日
計画相談支援情報】 相談支援事業所名 相談支援事業所名 事業所名 事業所名 事業所名 事業所名 制設 サービス等給付費 対象者な分 闘	令和 5年 1月 1日 令和	終7年月日	無 1 国庫負担基準単位	位集計区分
N 外 日 区 刀				

2ページ目(エラー内容を表示)

(ID:R23201) 障害者総合支援		令和 5年 1月30日 2頁 ○○○国民健康保険団体連合会	
バッチ番号 整理番号 202301000009 000000001 令和 受給者証番号 障害区分 1300000100 04 障害児	異動年月日 異動区分 異動事由 証記載市町村番号 市町村名 0 5年 1月01 2 変更 99 その他異動 131016 千代田区	政令市市町村番号 市町村電話番号 03-1234-5678	
エラーコード エラー情報 MAO5 基本情報が重複	しています		

ためと考えられます。市町村等は、国保連合会や事業所と相互に連絡を取り合い、台帳の不備が原因であれば、受給者異動連絡票情報や受給者訂正連絡票情報を国保連合会に送信します。国保連合会ではこれを基に正しい情報を台帳に登録し、請求情報を改めて確認して二次審査に送ります。

なお、一次審査が完了し、市町村等による二次審査に入った段階では、エラーの原因が台帳側にあっても、請求情報は返戻の取扱いとなり、事業所の経営にも影響を与える可能性があります。この点からも、市町村等はエラーが発生した請求情報について、適切に対処する必要があります。。

9台帳の修正が過去に 遡って行われると、支 払済の請求情報に受い いて過誤処理が必要と なる場合があります。 過誤処理については 「審査事務にかかる事 務処理マニュアル」の 第5章を参照して〈ださい。

図表3-12 受給者台帳異動受付点検エラーリスト(支給決定)

(ID:R23202) 障害者総合支援	受給者	首台帳異動受付点検エラー	・リスト(支給決定	2)	平成26年 5月11日 3頁 〇〇〇国民健康保険団体連合会		
	Ŧ	平成26年 5月11日受付分 平成2	6年 5月11日点検分				
バッチ番号 整理番号				記載市町村番号政			
201405000009 00000000	01 1300000100	0 01 身体障害者 21 🖸	分 1	131016	03-123	34-5678	
【受給者情報】		【児童情報】					
氏名	生年月日	氏名	生年月日		市町村名		
コクホ タロウ	昭和43年 3月 1日			千代日	IZ		
異動年月日 異動	E.A.				(mate 11 at at 11 man (PR (1)		
	区分 異動事由	決定サービスコード/名称	決定支給量 1回当たりの最大提供	支給量 旧障害		相互利用 対象者区分	
平成26年 4月011	新規 01 〒40年41 〒41	1000 居宅介護身体介護決定	120	0	平成26年 4月 1月		
		1000	30	00 1 時間 05	2 平成26年 3月 11	a L	
	一情報						
		サービスコードの関連性が不正です 夬定支給期間(終了年月日)の日付					
MAZI	又結期间(開始年月口) こ	大正又結期间(於「年月日)の日刊	の関連が不正です				

典型的なエラー事例とその対処方法(受給者情報)

〔凡例〕

以下の事例に掲げた帳票類は、一部の情報を抜粋したものとなっています。

帳票内の**縁字**は、受給者の情報の更新箇所、すなわち市町村等が国保連合会に連絡票情報を送信する理由(きっかけ)となった箇所であることを示したものです。

帳票内の赤字は、エラーの原因となった箇所を示したものです。

事例 1

MA23

と前後の履歴の関連が不正です

具体例

異動区分コードと前後の履歴の関連が不正です

[国保連合会の台帳に現在登録されている支給決定情報(直前データ)]

異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービス コード / 名称	決定 支給量	1回当たりの 最大提供量	支給量 単位区分	決定支給 期間(開始)	決定支給 期間(終了)	
2018.09.01	1:新規	01:受給資 格取得	221000:生活 介護基本決定	2200	0	2:日数	2018.09.01	2019.08.31	

〔市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(支給決定情報)〕

異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービス コード/名称	決定 支給量	1回当たりの 最大提供量	支給量 単位区分	決定支給 期間(開始)	決定支給 期間(終了)	
2018.09.15	1:新規	01:受給資 格取得	221000:生活 介護基本決定	2000	0	2:日数	2018.09.01	2019.08.31	

異動連絡票を送信した理由

生活介護基本決定の支給量を22日から20日に変更したため。

エラーの原因

異動連絡票情報の異動区分コードが「1:新規」となっているが、国保連合会の台帳にこの受給者のデータがすでに存在し、かつ、その異動区分コードが「3:終了」ではないため。

対処方法

異動区分コードを「2:変更」、事由「99:その他異動」とし、再度送信してください。

事例 2

MA23

と前後の履歴の関連が不正です

障害支援区分認定有効期間 (開始年月日) と前後の履歴の関連が不 正です

[国保連合会の台帳に現在登録されている基本情報(直前データ)]

具体例

田新	田新	⊞ ± h	【障	害支援区分 情	「報 】		【利月	用者負担上限	額情報】			
異動 年月日	異動 区分	異動 事由	障害支援 区分コード	開始 年月日	終了 年月日	所得区分 コード	個別減免 有無	生保移行 防止有無	上限 月額	開始 年月日	終了 年月日	
2017.07.01	2:変更	99:その 他異動	22:区分2	2017.04.01	2018.09.30	01:生活保護	1:無し	1:無し	0	2017.07.01	2018.06.30	

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(基本情報)]

ET £4	m#h	m #4	【障害支援区分情報】			【利用者負担上限額情報】						
異動 年月日	異動 区分	異動 事由	障害支援 区分コード	開始 年月日	終了 年月日	所得区分 コード	個別減免 有無	生保移行 防止有無	上限 月額	開始 年月日	終了 年月日	
2018.07.01	2:変更	99:その 他異動	22:区分2	2015.10.01	2018.09.30	01:生活保護	1:無し	1:無し	0	2018.07.01	2019.06.30	

異動連絡票を送信した理由

利用者負担上限額情報の開始年月日・終了年月日を更新するため。

エラーの原因

異動連絡票情報の障害支援区分情報の開始年月日が「平成27年10月1日」で設定されているが、国保連合会の台帳では「平成29年4月1日」と設定されており、異動年月日と各種情報の「開始・終了年月日」の関係が不正であるためのエラー。

対処方法

障害支援区分情報の開始年月日を、「平成29年4月1日」に設定するか、又は今回の異動年月内である「平成30年7月1日」に設定して再度送信してください。

備考

連絡票作成の際、「異動年月日」と「各種情報の開始・終了年月日」の設定については、以下に従います。 異動区分が「新規」の場合 各種開始年月日は「異動年月以前の年月日」に設定 異動区分が「変更」の場合

- ・更新する項目については、開始年月日を「異動年月内の年月日」に設定
- ・更新のない項目については、開始年月日は「前履歴の開始年月日」に設定

異動区分が「終了」の場合 各種終了年月日は「異動年月内の年月日」に設定、各種開始年月日は「前履 歴と同一の年月日」に設定

第3章 受給者台帳(市町村等)

声/周 2	NC40	は、	有効な事業所ではありません
争19月3	MC10	具体例	計画相談支援事業所番号は有効な事業所ではありません

[市町村等から国保連合会に送信された受給者異動連絡票情報(基本情報)]

思新年日日	田新区八	思新車山		【計画村	目談支援情報】			
異動年月日	異動区分	異動事由	相談支援有無	相談支援事業所番号	開始年月日	終了年月日	事業所名	•••
2018.09.01	2:変更	99:その他異動	2:有り	9931111111	2018.09.01	2019.08.31	事業所	

異動連絡票を送信した理由

計画相談支援情報を登録するため。

エラーの原因

記載した計画相談支援事業所番号が、以下のいずれかの状態であったため。

国保連合会の事業所台帳(サービス情報)に計画相談支援のサービス種類コード(52)が登録されていない

異動区分コードが「1:新規」である事業所台帳(サービス)の事業開始年月日よりも計画相談支援有効期間(開始年月日)が前か、「3:終了」である事業所台帳(サービス)の事業廃止年月日よりも計画相談支援有効期間(終了年月日)が後

対処方法

計画相談支援事業所番号を確認してください。番号が正しい場合は、計画相談支援のサービス種類が登録されているかどうか、又は計画相談支援の有効期間が適切か、国保連合会が確認しますので、連絡してください。



MC16

支給期間が法定期間(最長)を超えています

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(支給決定情報)]

異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービス コード / 名称	決定 支給量	1回当たりの 最大提供量	支給量 単位区分	決定支給 期間(開始)	決定支給 期間(終了)	
2018.08.01	2:変更	99:その他 異動	241000:短期入所 障害者決定	800	0	2:日数	2018.08.01	2020.07.31	

異動連絡票を送信した理由

短期入所障害者決定(241000)の決定支給期間を更新するため。

エラーの原因

決定支給期間の開始年月日から終了年月日までの期間が、決定サービスコードの最長期間(この事例では経過措置なしの場合1年、経過措置ありの場合1.5年)を超えているため。

対処方法

決定支給期間を確認し、修正して再度送信してください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報として、決定サービスコードに対応した最長の法定期間が表示されます。

エラーコード	エラー情報
MC16	支給期間が法定期間(最長)を超えています
	補足 :法定期間(最長)は1.5年です

第3章 受給者台帳(市町村等)



MC30

基本情報が終了である場合、すべての支給決定が終了でなければなりません

〔国保連合会の台帳に登録されている支給決定情報の履歴〕

異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービス コード / 名称	決定 支給量	1回当たりの 最大提供量	支給量 単位区分	旧障害 程度区分 等コード	決定支給 期間(開始)	決定支給 期間(終了)	
2012.04.01	1:新規	01:受給 資格取得	221000: 生活介護	0	0	2:日数		2012.04.01	2013.12.31	
! ! !					(中略)					
2018.01.01	2:変更	99:その 他異動	221000: 生活介護	0	0	2:日数		2018.01.01	2020.12.31	
2012.04.01	1:新規	01:受給 資格取得	321000: 施設入所支援	0	0	2:日数		2012.04.01	2013.12.31	
! ! !					(中略)					
2018.01.01	2:変更	99:その 他異動	321000: 施設入所支援	0	0	2:日数		2018.01.01	2020.12.31	
2009.10.01	1:新規	01:受給 資格取得	910000: 旧知的入所更生	0	0	2:日数	01:A	2009.10.01	2012.03.31	

〔市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(基本情報)〕

			【障	害支援区分 情	与報 】	【利用	者負担上限 額	[情報]	Į į	補足給付情報	₹]	
異動年月日	異動区分	異動事由	障害支援 区分コード	開始 年月日	終了 年月日	所得区分 コード	開始 年月日	終了 年月日	補足給付 有無	開始 年月日	終了 年月日	•••
2019.03.01	3:終了	02:受給 資格喪失	26:区分6	2018. 01.01	2019.03.31	02:低所 得1	2018.07.01	2019.03.31	2:有り	2018.07.01	2019.03.31	

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(支給決定情報)]

異動年月日	異動 区分	異動 事由	決定サービス コード / 名称	決定 支給量	1回当たりの 最大提供量	支給量 単位区分	旧障害 程度区分 等コード	決定支給 期間(開始)	決定支給 期間(終了)	
2019.03.01	3:終了	02:受給 資格喪失	221000:生活介護	0	0	2:日数		2018.01.01	2019.03.31	
2019.03.01	3:終了	02:受給 資格喪失	321000:施設入所支援	0	0	2:日数		2018.01.01	2019.03.31	

エラーの原因

異動連絡票を送信した理由

受給者が受給資格を喪失したことにより、受給者台帳の情報を終了するためには、基本情報・支給決定情報 のすべてを「終了」にしなくてはならない。本例では、基本情報の異動連絡票は問題ないが、支給決定情報 の「旧知的入所更生」が「終了」となっていないためにエラーとされた。

対処方法

異動連絡票(支給決定情報)に「旧知的入所更生」の「終了」の内容を追加した上で、再度送信してくださ ll.

本例の場合、その内容は以下のとおりになります。

異動年月日 平成24年3月01 異動区分 「3:終了」 異動事由 「02:受給資格喪失」 |決定サービスコード/名称 910000:旧知的入所更生 決定支給量、1回当たりの最大提供量 「0.0」 支給量単位区分 「2:日数」 旧障害程度区分等コード 「01:A」

決定支給期間(開始) 平成21年10月1日 決定支給期間(終了) 平成24年3月31日

受給者が受給資格を喪失したことにより、受給者台帳の情報を終了するため。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報として、終了していない支給決定情報が表示されます。

エラーコード	エラー情報
MC30	基本情報が終了である場合、すべての支給決定が終了でなければなりません
	補足:「異動年月日」が平成21年10月01、「決定サービスコード」が910000の支給決定情
	報が終了していません



MC87

決定支給期間(終了日)を満たす基本情報が存在しません(連絡票 連絡票)

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(基本情報)]

田新	田手	田卦	[[3]	章害支援区分情	報】	【食事	F提供体制加算情	与報 】	
異動 年月日	異動 区分	異動 事由	障害支援 区分コード 開始年月日 終了年月日		加算対象者 有無	開始年月日	終了年月日		
2018.06.01	2:変更	99その他異動	23:区分3	2018.06.01	2018.08.31	2:有り	2018.06.01	2018.08.31	

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報 (支給決定情報)]

異動	異動	異動	決定サービスコード	決定	1回当たりの	支給量	決定支給期間	決定支給期間	
年月日	区分	事由	/ 名称	支給量	最大提供量	単位区分	(開始)	(終了)	
2018.06.01	1:新規	01:受給 資格取得	241000:短期入所障害者決定	0	0	2:日数	2018.06.01	2018.09.30	

異動連絡票を送信した理由

基本情報を更新するとともに、支給決定情報に「短期入所障害者決定(241000)」を新規に登録するため。

エラーの原因

支給決定情報の決定支給期間の終了年月日(平成30年9月30日)が、基本情報の障害支援区分認定有効期間の終了年月日(平成30年8月31日)より後であるため。

対処方法

決定支給期間の終了年月日を、障害支援区分認定有効期間の終了年月日の範囲内となるようにして、再度送信してください。又は、決定サービスコードと障害支援区分の関係を確認しつつ、障害支援区分認定有効期間の終了年月日が正しいか確認し、正しくなければ修正して再度送信してください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
MC87	決定支給期間(終了日)を満たす基本情報が存在しません(連絡票 連絡票)
	補足 :【基本】「異動年月日」が平成30年6月01、「障害支援区分認定有効期間(終了年
	月日)」が平成30年 8 月31日
	補足 :【支給決定】「異動年月日」が平成30年6月01、「決定サービスコード」が241000、
	「決定支給期間(終了年月日)」が平成30年 9 月30日

補足情報は例示です。このほかにも表示パターンがあります。

参考 エラーコード MA30「関連する情報で他のエラーが発生したため、点検を中断しました」

同一受給者の連絡票情報を複数 (たとえば「基本情報」と「支給決定情報」) 送信し、それらの情報を国保連合会が複数登録しようとしたときに、ひとつでもエラーが発生すると (本例では MC87) 連動してすべて MA30のエラーとなります。この場合は、MC87のエラーを解消した情報を作成したうえで、MA30のエラーとなったすべての連絡票情報を再度送信してください。

事例 7

MC90

障害支援区分が支給決定の要件を満たしていません(連絡票 台帳)

[国保連合会の台帳に登録されている基本情報]

田手	田手	田卦	[[3]	富宝支援区分情報	艮】	【食事提供体制加算情報】			
異動 年月日	異動 区分	異動 事由	障害支援 区分コード	開始年月日	終了年月日	加算対象者 有無	開始年月日	終了年月日	
2024.08.01	2:変更	99その他異動	99:なし	2024.08.01	2025.07.31	2:有り	2024.08.01	2025.05.31	

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(支給決定情報)]

異動 年月日	異動 区分	異動 事由	決定サービスコード / 名称	決定 支給量	1回当たりの 最大提供量	支給量 単位区分	決定支給期間 (開始)	決定支給期間 (終了)	
2024.08.01	1:新規	01:受給 資格取得	241000:短期入所障害者決定	0	0	2:日数	2024.08.01	2025.07.31	

異動連絡票を送信した理由

「短期入所障害者決定(241000)」を新規に支給決定したため。

エラーの原因

受給者異動連絡票情報(支給決定情報)の決定サービスコードに必要な障害支援区分(本例では障害支援区分1から6)が国保連合会に登録済みの受給者台帳(基本情報)に登録されていないため。

対処方法

受給者台帳(基本情報)に登録されている障害支援区分コードを確認し、誤りがある場合は、異動又は訂正 連絡票情報(基本情報)を作成し、送信してください。

又は、受給者異動連絡票情報 (支給決定情報)の設定内容が正しいか確認してください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報として、障害支援区分と決定サービスコードが表示されます。

エラーコード	エラー情報
MC90	障害支援区分が支給決定の要件を満たしていません(連絡票 台帳)
	補足 :【基本】「異動年月日」が令和6年8月01、「障害支援区分情報・障害支援区分コ
	ード」がなし
	補足 :【支給決定】「異動年月日」が令和6年8月01、「決定サービスコード」が241000



MC95

決定支給期間(開始日)を満たす基本情報が存在しません(連絡票 台帳)

[国保連合会の台帳に登録されている基本情報]

田手	田新	田野	【障害支援区分情報】			【利用者負担上限額情報】			
異動 年月日	異動 区分	異動 事由	障害支援 区分コード 開始年月日 終了年月日		所得区分コード	所得区分コード 開始年月日 終了年月日			
2017.12.01	2:変更	99:その他異動	23:区分3	2015.12.01	2018.11.30	02:低所得1	2017.12.01	2018.11.30	

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(支給決定情報)]

異動 年月日	異動 区分	異動 事由	決定サービスコード / 名称	決定 支給量	1回当たりの 最大提供量	支給量 単位区分	決定支給期間 (開始)	決定支給期間 (終了)	
2018.12.01	2:変更	99:その 他異動	221000:生活介護基本決定	2300	0	2:日数	2018.12.01	2021.11.30	

異動連絡票を送信した理由

「生活介護基本決定(221000)」の支給決定期間を更新したため。

エラーの原因

生活介護の決定支給期間 (開始)を平成30年12月1日で設定した支給決定情報を送信したが、国保連合会に登録済みの基本情報の障害支援区分認定有効期間が平成30年11月30日をもって終了しているため。

対処方法

異動連絡票情報(基本情報)を作成し、異動連絡票情報(支給決定情報)とともに送信してください。 基本情報の作成の際、障害支援区分情報の「開始年月日」は「平成30年12月1日」に設定します。支給決定 情報については、設定内容を修正する必要はありません。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
MC95	決定支給期間(開始日)を満たす基本情報が存在しません(連絡票 台帳)
	補足 : 障害支援区分認定有効期間の期間外に決定支給期間があります

補足情報は例示です。このほかにも表示パターンがあります。



MD63

決定支給期間(終了日)を満たす上限月額有効期間が存在しません(連絡票 台帳)

[国保連合会の台帳に登録されている基本情報]

異動	異動	異動	【利	用者負担上限額	情報】	【補足給付情報】			
年月日	区分	事由	所得区分 コード	開始年月日	終了年月日	補足給付 有無	開始年月日	終了年月日	
2018.04.01	2:変更	99:その他異動	02:低所得1	2018.04.01	2019.03.31	2:有り	2018.04.01	2019.03.31	

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報 (支給決定情報)〕

異動 年月日	異動 区分	異動 事由	決定サービスコード / 名称	決定 支給量	1回当たりの 最大提供量	支給量 単位区分	決定支給期間 (開始)	決定支給期間 (終了)	
2018.07.01	2:変更	99:その 他異動	330801:共同生活援助特定 障害者特別給付費対象者	0	0	2:日数	2018.07.01	2019.06.30	

異動連絡票を送信した理由

「共同生活援助特定障害者(330801)」の支給決定期間を更新したため。

エラーの原因

特別給付費対象者決定の決定支給期間の終了年月日(令和元年6月30日)が、基本情報の利用者負担上限月額有効期間の終了年月日(平成31年3月31日)より後であるため。

受給者異動連絡票情報(支給決定情報)の支給決定サービスコードが「330801:共同生活援助特定障害者特別給付費対象者」の場合、決定支給期間の終了年月日が基本情報の利用者負担上限月額有効期間の終了年月日以前であることを確認してください。

対処方法

決定支給期間の終了年月日が、基本情報の利用者負担上限月額有効期間の終了年月日以前となるよう、連絡 票情報を修正して再度送信してください。

又は、受給者台帳(基本情報)に登録されている利用者負担上限月額有効期間の終了年月日が正しいか確認 し、誤りがある場合は、異動又は訂正連絡票情報(基本情報)を作成し、送信してください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
MD63	決定支給期間(終了日)を満たす上限月額有効期間が存在しません(連絡票 台帳)
	補足 :【基本】「異動年月日」が平成30年4月01、「利用者負担上限月額有効期間(終了
	年月日)」が平成31年 3 月31日
	補足 :【支給決定】「異動年月日」が平成30年7月01、「決定サービスコード」が330801、
	「決定支給期間(終了年月日)」が令和元年 6 月30日



MD64

モニタリング対象月を満たす計画相談支援有効期間が存在しません(連絡票 台帳)

〔国保連合会の台帳に登録されている基本情報〕

異動 年月日	異動 区分	異動事由	計画相談支援有無	計画相談支援 有効期間 (開始年月日)	計画相談支援 有効期間 (終了年月日)	
2018.04.01	2:変更	99:その他異動	2:有り	2018.04.01	2018.6.30	

[市町村等が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)]

異動	異動	異動	モニタリング	モニタリング対象					
年月日	区分	事由	対象年度	4月	5月	6月	7月		• • •
2018.04.01	1:新規	01:受給資 格取得	2018	2:有り	1:無し	1:無し	2:有り		

異動連絡票を送信した理由

「平成30年度」のモニタリング情報を新規に登録するため。

エラーの原因

平成30年7月のモニタリング対象に「1:有り」を含むモニタリング情報を送信したが、国保連合会に登録済 みの基本情報の計画相談支援有効期限が平成30年6月30日をもって終了しているため。

対処方法

モニタリング対象の設定内容、または受給者台帳 (基本情報)の登録内容を確認し、修正して再度送信して ください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
MD64	モニタリング対象月を満たす計画相談支援有効期間が存在しません(連絡票 台帳)
	補足 : 計画相談支援有効期間の期間外にモニタリング対象月があります

補足情報は例示です。このほかにも表示パターンがあります。

事例 11

MD67

モニタリング対象年度を満たす計画相談支援有効期間が存在しません(連絡票 台帳)

[国保連合会の台帳に登録されている基本情報]

異動 年月日	異動 区分	異動事由	計画相談支援有無	計画相談支援 有効期間 (開始年月日)	計画相談支援 有効期間 (終了年月日)	
2017.04.01	1:新規	01:受給資格取 得	2:有り	2017.04.01	2018.3.31	
2018.04.01	2:変更	99:その他異動	2:有り	2018.04.01	2019.3.31	

[国保連合会の台帳に登録されているモニタリング情報]

異動	異動	異動	モニタリング			モニ	タリング	対象			
年月日	区分	事由	対象年度	4月	5月	6月		1月	2月	3月	•••
2018.04.01	1:新規	01:受給資 格取得	2018	1:無し	2:有り	1:無し		2:有り	1:無し	2:有り	

[市町村等が国保連合会に送信した受給者訂正連絡票情報(基本情報)]

訂正 年月日	訂正区分	異動 年月日	異動 区分	異動 事由	計画相談支援有無	計画相談支援 有効期間 (開始年月日)	計画相談支援 有効期間 (終了年月日)	
2018.05.01	3:削除	2018.04.01	2:変更	99:その他異動	2:有り	2018.04.01	2019.3.31	

訂正連絡票を送信した理由

計画相談支援有効期間(平成30年4月1日~平成31年3月31日)の基本情報を削除したため。

エラーの原因

基本情報の計画相談支援有効期間(平成30年4月1日~平成31年3月31日)を削除することにより、モニタリング対象年度(平成30年度)が、削除後に有効となる基本情報の計画相談支援有効期間の終了年月日(平成30年3月31日)が属する年度より後となるため。

対処方法

モニタリング対象の設定内容、または受給者台帳 (基本情報)の登録内容を確認し、修正して再度送信して ください。

マニュアル空白ページ

台帳整備にかかる 事務処理マニュアル

第4章 事業所台帳(都道府県)

1 台帳情報の異動/訂正処理

都道府県が事業所の情報を提供、国保連合会が台帳に登録

国保連合会が障害福祉サービス等の一次審査や給付費の支払を行 うために必要となるのが、受給者やサービス提供事業所に関する情 報です。このうち、サービス提供事業所に関する情報については、 事業所の指定を行った都道府県が国保連合会に提供(送信)します。 国保連合会は、都道府県が事業所の情報(異動連絡票情報)を送信 してくる都度、その情報を事業所台帳に登録します。このように情 報を異動年月日の順番に積み上げることにより、一次審査及び支払 処理において、サービス提供月の事業所の基準等を参照します(図 表4-1)

また、既に国保連合会に送信し、事業所台帳に登録された情報を、 遡って訂正する場合には、都道府県は訂正連絡票情報「を作成し、国 保連合会に提供(送信)します。これを基に国保連合会では事業所 台帳を訂正します。

1異動連絡票情報と訂 正連絡票情報の違い については、図表4-2 を参照してください。

図表4-1 異動連絡票情報の積み上げのイメージ

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	項目	∄A	事業所名称	項目B	項目C	項目D	~ 以降続く (レコード項目)
20180401	1:新規	01	9910000010			事業所				4月、5月の情報 として取扱う
20180601	2:変更	01	9910000010		•	事業所		変更		6月の情報 として取扱う
20180701	2:変更	01	9910000010	变	更	事業所		1		7月、8月の情報 として取扱う
20180901	2:変更	01	9910000010			事業所		変更	変更	9月以降の情報 として取扱う
	•	•	•	7				+	+	•

として取扱う ・「異動年月日」は連絡票情報に変更等が生じた年月と連番(異動順)を設定する(末尾の2桁は日付ではなく、

図表4-2 異動連絡票情報と訂正連絡票情報の違いのイメージ

異動連絡票情報 箱を積み上げる

01~99まで設定できる)

訂正連絡票情報 箱の中身を入れ替える





事業所の情報に異動が発生した場合 事業所異動連絡票情報

異動連絡票情報作成のタイミング

事業所を新規に指定した等により新たにデータを作成した場合や、提供するサービスについて事業所からの追加・変更・終了等の届出を受理した場合²、都道府県は事業所異動連絡票情報を作成し、国保連合会に送信します。

同一事業所の情報について、同一月内に2回以上の変更があり、変更する項目が異なる場合は、複数の変更を1つの異動連絡票情報とすることも可能です(図表4-3)。

また、同一日に複数の変更がある場合、1つの異動連絡票情報にまとめて送信します。同じ事業所の情報で同一異動年月日のデータが複数存在する場合、2番目以降のデータは重複エラーとなり国保連合会のシステムに取り込まれません(図表4-4)。

なお、報酬の加算の届出があった場合は、加算の算定が開始される月(15日までの届出は翌月、16日以降の届出は翌々月)の分の異動情報として作成・送信します(図表4-5)。

2 指定の取消しや効力 の一時停止など、処 分をしたことにより事 業所の情報を更新す ることになった場合も 同様です。

図表4-3 10月10日に事業を休止し、10月25日に再開した事業所の例

変更日	事業所番号	事業所名称	 事業休止日	事業再開日	
10/10	9910000010	事業所	 10/10		

変更日	事業所番号	事業所名称	 事業休止日	事業再開日	
10/25	9910000010	事業所		10/25	

都道府県の 事業所情報



月末に異動連絡票情報を一括作成

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号		事業所名称	事業 休止日	事業 再開日	事業変更 年月日	
20191001	2:変更	01	9910000010	•	事業所	10/10	10/25	10/25	

異動連絡票 情報

台帳整備の標準的なスケジュールは、異動月の月末に一括して送信し、翌月に登録を行う。 国保連合会は、台帳整備のスケジュールを前倒しで実施することも可能。この場合は次のよう に2段階に分けて情報のやり取りを行う。

- ・毎月25日頃までの異動分は前月処理分として第4週に送信し、国保連合会は週内に台帳に登録し、月末までに台帳の更新結果を都道府県に提供する。
- ・毎月26日頃以降の異動分は当月処理分として翌月第1週に送信し、国保連合会は週内に台帳に登録し、第2週に台帳の更新結果を都道府県に提供する。

図表4-4 10月10日に指定サービスを追加し、同日に名称も変更した事業所の例

事業所

	登録日	事業所番号	事業所名称	 事業開始日	サービス種類		
	10/10	9910000010	事業所	 10/10	居宅介護	 •	
							都道府県の
	変更日	事業所番号	事業所名称	 事業開始日	サービス種類		事業所情報

10/10

月月

月末に異動連絡票情報を一括作成

居宅介護

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サービス種類	
20191001	1:新規	01	9910000010	 事業所	10/10	居宅介護	 異動連

異動連絡票情報

、 の変更を1つにまとめた異動情報を作成する。

9910000010

10/10

(別々に作成した場合、 の変更による異動情報はエラーとなる。ただし、異動年月日の日(連番)を別々に した場合を除く)

図表4-5 サービスの追加、加算の届出があった事業所の例(加算等を算定する場合)

登録日	事業所番号	事業所名称	 事業開始日	サービス種類	食事提供 体制加算	
10/5	9910000010	事業所	 10/5	短期入所	 2:有り	

都道府県の 事業所情報



月末に異動連絡票情報を一括作成

サービス追加の異動情報(異動年月日:20191001)を作成する。

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サービス種類	 食事提供 体制加算	事業変更 年月日	
2019 <u>10</u> 01	1:新規	01	9910000010	 〇〇事業所	10/5	短期入所	 1:無し	-	

食事提供体制加算の異動情報(異動年月日:20191101)を作成する。本例の場合、15日以前に届出がなされているため、翌月の異動月で「食事提供体制加算=有り」を作成

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サービス種類	 食事提供 体制加算	事業変更 年月日	
2019 <u>11</u> 01	2:変更	01	9910000010	 〇〇事業所	10/5	短期入所	 2:有り	11/1	

異動年月時点での事業所情報を国保連合会に送信する。届出にかかる加算等(加算等を算定する場合)の 異動情報を作成するとき、異動年月日は報酬の算定が開始される月で作成する(事業所から15日までに都 道府県に届出があったもの 翌月1日から算定/16日以降に届出があったもの 翌々月1日から算定)。

図表4-6 サービスの追加、加算の届出があった事業所の例(加算等が算定されなくなる場合)

登録日	事業所番号	事業所名称	 事業開始日	サービス種類	 食事提供 体制加算	
10/5	9910000010	事業所	 10/5	短期入所	 2:有り]*

都道府県の 事業所情報

登録日	事業所番号	事業所名称	 事業開始日	サービス種類	 食事提供 体制加算	
12/15	9910000010	事業所	 10/5	短期入所	 1∶無し	

加算等が算定さなくなった事実の 発生した日に異動連絡票情報を作成

送付済の異動情報(異動年月日:20191001)

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サービス種類	 食事提供 体制加算	事業変更 年月日	
2019 <u>10</u> 01	1:新規	01	9910000010	 〇〇事業所	10/5	短期入所	 2:有り	-	

食事提供体制加算の異動情報(異動年月日:20191215)を作成する。本例の場合、加算等が算定されなくなった事実の発生した日が12月の途中であるため、12月の異動月で事業変更年月日は12月15日で「食事提供体制加算=無し」を作成

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サービス種類	 食事提供 体制加算	事業変更 年月日	
2019 <u>12</u> 01	2:変更	01	9910000010	 〇〇事業所	10/5	短期入所	 1:無し	12/15	

異動年月時点での事業所情報を国保連合会に送信する。届出にかかる加算等(加算等が算定されなくなる場合)の異動情報を作成するとき、加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出する必要があるため、加算等が算定されなくなった事実が発生した日の属する月で作成する。

エラーに対する修正(異動連絡票情報(差分))

国保連合会では、都道府県から送信された異動連絡票情報の内容をチェックし、エラーがあった場合、異動連絡票情報に対する取込エラーリスト(PDF)を都道府県に対して提供します。その内容を基にエラー箇所を修正し、異動連絡票情報(差分)として再度、国保連合会に送信します(訂正連絡票情報での修正ではありません)

異動連絡票情報の基本的な考え方

異動連絡票情報の作成に際しては、以下の点に特に留意します。

- 1)レコード項目は全て設定して異動連絡票情報を作成する(変更しない項目も設定して異動連絡票情報を作成する)。
- 2)初期値で設定された項目は、国保連合会にてそのまま台帳に更新する(国保連合会で未設定項目についての充当は行わない)。
- 3)基本情報 3のみに変更がある場合、サービス情報 3を作成する必要はない。
- 4)サービス情報のみに変更がある場合、基本情報を作成する必要はない。また、サービス情報が複数ある場合は、変更があるレコード情報のみを作成する。
- 5)異動区分の設定ルール
 - ・「新規」 「変更」 「終了」の順序で設定する(「新規」 「終了」も可)。
 - ・「新規」は前履歴が存在しないか、前履歴の異動区分が「終了」の場合に設定する。
 - ・「変更」「終了」は前履歴が存在し、前履歴の異動区分が「新規」か「変更」の場合 に設定する。

31つの事業所について、「基本情報」と、提供しているサービス種類毎の「サービス情報」があります(第2章を参照してください)。

- 6) 異動連絡票情報の異動年月日と各種開始・終了年月日の設定ルール
 - ・異動区分が「新規」の場合、各種開始年月日は異動年月以前の年月日を設定する。
 - ・異動区分が「変更」の場合、各種開始年月日は異動年月内で前履歴の開始年月日以降を設定する。なお、変更しない項目の開始年月日は、前履歴と同一の年月日を設定する。
 - ・異動区分が「終了」の場合、各種終了年月日は異動年月内の年月日を設定する。な お、各種開始年月日は、前履歴と同一の年月日を設定する。
- 7)基本情報が「終了」となる場合は、サービス情報も全て「終了」とする異動連絡票情報を作成する(「終了」ではないサービス情報が残るとエラーとなる)。

異動連絡票情報の作成例

図表4-7に、居宅介護を提供するものとして新規に指定された事業 所が、その後、行動援護サービスも提供することになったというケースにおいて、都道府県がどのように異動連絡票情報を作成し、国 保連合会に送信するかを示しました。

図表4-7 異動連絡票情報の作成の流れの例



事業所異動情報新規作成

- ・都道府県にて3月10日に指定された事業所について異動情報を作成
- ・4月1日に国保連合会へ提出(送信)

異動 年月日	異動 区分	異動 事由	事業所番号	 代表者氏名	電話番号	
201803 01	1:新規	01	9910000010	 介護 太郎	000-123-4567	

基本情報レコード

異動 年月日	異動 区分	異動 事由	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サ−ピス 種類	
201803 01	1:新規	01	9910000010	 事業所	3/10	居宅介護	

サービス情報 レコード

事業所情報の変更

・事業所が提供するサービスの指定により、都道府県の事業所情報に追加

登録日	事業所番号	 代表者氏名	電話番号			
3/10	9910000010	 介護 太郎	000-123-456	7 .		
登録日	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サー	・ビス種類	
3/10	9910000010	 事業所	3/10	居	宅介護	

登録日	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サービス種類	
<mark>5/10</mark>	9910000010	 事業所	<mark>5/10</mark>	行動援護	

← 行動援護サービスを追加

変更分の事業所異動情報作成

- ・都道府県にて5月10日に追加された指定サービスについて異動情報を作成
- ・6月1日に国保連合会へ提出(送信)
- ・変更がない事業所の情報については異動情報を作成しない

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	 事業所名称	事業開始日	サービス種類	 ←サービス情報
201805 01	1:新規	01	9910000010	 事業所	5/10	行動援護	 レコードのみ作成

事業所の情報を過去に遡り訂正する場合 事業所訂正連絡票情報

訂正連絡票情報作成のタイミング

過去に遡り既に国保連合会に送信したものと同一の異動年月日の データを置き換え、又は削除する場合、都道府県は事業所訂正連絡 票情報を作成し、国保連合会に送信します 4(図表4-8)。

対象データが複数存在する場合は、対象データ全ての訂正連絡票 情報を作成します。 4訂正連絡票情報送信後の国保連合会でのチェックや、エラーがあった場合の修正については、異動連絡票情報と同様の流れです(本章69~70ページ 参照)。

図表4-8 4月1日に指定された事業所の名称を、5月15日に「事業所」から「事業所」に訂正した場合の例

登録日	事業所番号	事業所名称		事業開始日	サービス 種類	 - - - 訂正前の情報
4/1	9910000010	事業所		4/1	居宅介護	 前肛削の消耗
			\downarrow			
訂正日	事業所番号	事業所名称		事業開始日	サービス 種類	 】 ◆ 一訂正後の情報
5/15	9910000010	事業所		4/1	居宅介護	 III KVIHTK
		_	几	訂正連絡	票情報を作成	

事業所	番号	異動 年月日	訂正 年月日	訂正 区分	 事業所名称	 事業開始日	サービス 種類	
991000	0010	201804 01	201805 01	2:修正	 事業所	 4/1	居宅介護	 訂

訂正連絡票情報

第4章 事業所台帳(都道府県)

異動連絡票情報と訂正連絡票情報の違い(図表4-2)

異動連絡票情報は、新たに生じた変更内容を国保連合会に送信し、 国保連合会が事業所台帳に登録する情報です。

これに対し訂正連絡票情報は、既に国保連合会に送信され、登録 済となった異動連絡票情報の内容を訂正するものです。

したがって、訂正連絡票情報を作成する際には、過去のどの異動連絡票情報に対する訂正であるかを特定できるよう、訂正対象となる異動連絡票情報の異動年月日・異動区分・異動事由を入力することになっています。

異動連絡票情報と訂正連絡票情報送信後の国保連合会におけるデータの状態をパターン別に例示すると、図表4-9のようになります。

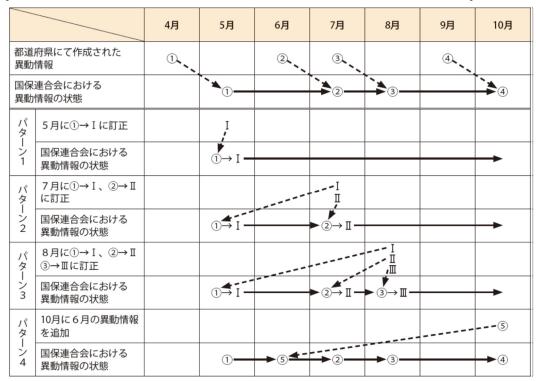
図表4-9 異動連絡票情報と訂正連絡票情報による台帳のデータの流れ

(異動連絡票情報による原則的な流れ)

	異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	項目	∄A	事業所名称	項目B	項目C	項目D
	20180401	1:新規	01	9910000010			事業所		:	
	20180601	2:変更	01	9910000010		•	事業所		変更	
	20180701	2:変更	01	9910000010	変	更	事業所			
	20180901	2:変更	01	9910000010			事業所		変更	変更
,		•		•	-	-			+	+

~ 以降続く (レコード項目) 4月、5月の情報 として取扱う 6月の情報 として取扱う 7月、8月の情報 として取扱う 9月以降の情報 として取扱う

(訂正連絡票情報の送信のタイミングによる台帳のデータの流れのパターン例)

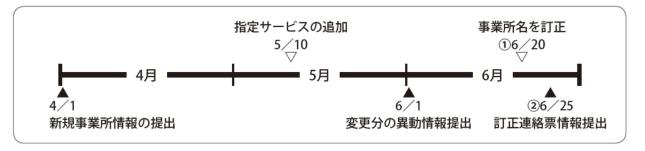


・パターン4は訂正連絡票情報ではなく、異動連絡票情報を送信した例である(6月に異動連絡票情報を送信していないため、この月に対応する訂正連絡票情報は送信できない)。

訂正連絡票情報の作成例

図表4-10に、事業所の名称を遡って訂正するケースにおいて、都 道府県がどのように訂正連絡票情報を作成し、国保連合会に提出す るかを示しました。

図表4-10 訂正連絡票情報の作成の流れの例



事業所情報の訂正

・4月1日に送信した異動情報について、事業所名称に誤りがあり、6月20日に都道府県にて 事業所名称を訂正

登録日	事業所番号	事業所名称	 事業開始日	サービス種類	
4/1	9910000010	事業所	 4/1	居宅介護	
		.			
訂正日	事業所番号	事業所名称	 事業開始日	サービス種類	
6/20	9910000010	事業所	 4/1	居宅介護	

提出済みの異動情報に対する訂正連絡票情報を作成

- ・4月1日に提出した異動情報と6月1日に提出した異動情報に対して訂正連絡票情報を作成
- ・6月25日に国保連合会へ提出(送信)

事業所番号	異動 年月日	訂正 年月日	訂正 区分	 事業所名称	 事業開始日	サービス 種類	 4/1提出分の
9910000010	201803 01	201806 01	2:修正	事業所	 4/1	居宅介護	 訂正
事業所番号	異動 年月日	訂正 年月日	訂正 区分	 事業所名称	 事業開始日	サービス 種類	 6/1提出分の
9910000010	201805 01	201806 02	2:修正	事業所	 4/1	居宅介護	 訂正

2 エラーの原因や対処方法

事業所台帳取込エラーリスト

都道府県が提出(送信)した事業所異動連絡票情報、又は事業所 訂正連絡票情報は、国保連合会において取込点検、受付点検が行わ れます。

取込点検 ⁵では、レコードフォーマットのチェック ⁵や、桁数の確認等、データベースに取り込むための最低限の確認が行われます。

取込エラーが発生した場合、国保連合会では事業所台帳取込エラーリストを作成し、送信元の都道府県に返信します。取込エラーリストにはエラーの内容が表示されていますので、都道府県では確認のうえ、必要な修正を行い、改めて情報を送信します。

事業所台帳受付点検エラーリスト

受付点検は、主に情報内の整合性の確認や、他の台帳・単位数表マスタとの突合による点検です。

受付点検エラーが発生した場合、国保連合会では事業所台帳受付点検エラーリスト(図表4-11・4-12)を作成し、送信元の都道府県に返信します。受付点検エラーリストにはエラーの内容が、エラーコードとエラー情報欄に表示されるエラーメッセージによって示されますので、都道府県では確認のうえ、必要な修正を行い、改めて情報を送信します。

なお、一部のエラーコードについては、帳票上では確認できない 内容を補足情報として表示することにより、より迅速な確認・修正 ができます。

典型的なエラー事例とその対処方法を79ページ以降にまとめましたので、参考にしてください。

事業所異動・訂正連絡票情報の台帳への登録と登録結果の送信 (国保連合会)

点検が済み、エラーが解消された事業所異動連絡票情報や事業所 訂正連絡票情報は、国保連合会の事業所台帳に登録されます。

国保連合会での登録が完了すると、更新結果が送信されてきますので、都道府県は内容を確認します。

事業所からの請求情報との突合で不一致が発見された場合

事業所からの請求情報と、都道府県からの事業所の情報を登録した事業所台帳とを国保連合会における一次審査で突合した結果、不一致(エラー)が明らかになると、国保連合会から都道府県に一次審査処理結果票等で通知される場合があります。

エラーの原因は、請求情報か事業所台帳のいずれかに不備があるためと考えられます。都道府県は、国保連合会や事業所と相互に連絡を取り合い、台帳の不備が原因であれば、事業所異動連絡票情報や事業所訂正連絡票情報を国保連合会に送信します。国保連合会ではこれを基に正しい情報を台帳に登録し、請求情報を改めて確認して二次審査に送ります。

なお、一次審査が完了し、市町村等による二次審査に入った段階では、エラーの原因が台帳側にあっても、請求情報は返戻の取扱いとなり、事業所の経営にも影響を与える可能性があります。この点からも、都道府県はエラーが発生した請求情報について、適切に対

- 5情報の提出が媒体に よって行われた場合 は、媒体に対する点 検も行われます。
- 6点検対象の異動/訂正連絡票情報について、データレコードのデータ項目数が、インタフェース仕様書に規定する項目数と等しいこと等を確認します。

処する必要があります 7。

図表4-11 事業所台帳異動受付点検エラーリスト(基本)

1ページ目(都道府県が送信した異動連絡票の情報を表示)(訂正連絡票の場合も同様)

	平成2 9年10月 6日 1頁 1頁 1頁 1頁 1頁 1頁 1頁 1
バッチ番号 整理番号 異動年月日 異動 201710000002 000000001 平成29年 7月0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	所規 01
【申請(開設)者情報】 名称 国保 太郎 1123-4567 トウキョウトチョダウマルマルチョウ1-2-3 東京都千代田区○○町1-2-3	電話番号 03-1234-5678 FAX番号
【代表者情報】 氏名 274 5° 00 国保 次郎	職名 代表理事
123-4567 トウキュウトヨジウマルマルチョウ1-2-3 東京都千代田区〇〇町1-2-3 指定 <u>基準該当等事業所区分コード</u>	

2ページ目 (エラー内容を表示)(訂正連絡票の場合も同様)

(ID:R21201) 障害者総合支援	事業所台帳異動受付点検エラーリスト (基本) 平成29年10月 6日 で成29年10月 6日 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	頁
バッチ番号 201710000002 事業所番号 1331200282	整理番号 000000001 異動年月日 平成29年7月01 1 新規 1 新規 01 主たる事業所名称	
エラーコード MA05	エラー 情報 基本情報が重複しています	

図表4-12 事業所台帳異動受付点検エラーリスト (サービス)

1ページ目(都道府県が送信した異動連絡票の情報を表示)(訂正連絡票の場合も同様)

事業所番号 1310000011 主たる事業所名称 事業所A サービス提供単位番号 000	ID:R21202) 章害者総合支援	_	ī	事業所台帳異動受付点検 ^{令和 6年 4月30日受付分}					令和 6年 4月30日 1頁 ○○○国民健康保険団体連合会
禁事業所番号	バッエ来早 202404000002	卑動在	8 8	◇和 6年 4月01 - 毘	4	2 3	泰面 毘 勳 車 由 │ 0.1 │		★証っ_ ピ
### 1						-	XX		2013
### 1	事業需要□ 1210000011 →	+. Z do ±	# 5C.	タ新 車業元 A					
指定市町村番号			₹DI:		ピスま	提供的	単位器長 000		
管理名情報		/LJ JI orbi							
名 称					.,	214			
名	V° ±° ahVar_					\neg			
123-4567									
123-4-06	トウキュウトチョウ	クマルマルチ	эウ1-	2-3			しんきょうしょうりょう クラルス	マルチョ	11-2-3
電話番号 03-1234-5678 FAX番号 基準開始年月日 平成3 1年 1月 1日 事業休止年月日 事業株上年月日 事業株上年日日 同日日 東美田田田田 事業株刊 前期 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 1 年 日 1 日 1	123-456/								•
電話番号 03-1234-5678 FAX番号 基準開始年月日 平成3 1年 1月 1日 事業休止年月日 事業株上年月日 事業株上年日日 同日日 東美田田田田 事業株刊 前期 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 1 年 日 1 日 1	1± l/ 東京都千代田区〇〇町 1 - 2 -	- 3					所 東京都千代田区〇〇町 1 - 2 - 3		
事業開始年月日 平成3 1年 1月 1日 事業依止年月日 事業依止年月日 事業依止年月日 事業所加年月日 事業依止年月日 學研究4 月 1日 日本書書 1日 事業依止年月日 學研究4 月 1日 日本書書 1日 学校子文屋体制加算 1 年 企業の区分 1 日 日本書書 1日 日本書書 1日 本書館 1日 本書館 1日 本書館 1日 本書館 1日 本書館 1日 本書書 1日 本			_				E de 24 de 17 de 40 d		
事業家庭上年月日									
事業実施区分 2 多機能 地域区分 今和 G年 4月 1日 会銀網站年月日 登録網站年月日 登録網站年月日 登録網站年月日 登録網站年月日 登録網站年月日 登録網站年月日 登録線7年月日 登録終7年月日 登録 2日 2日 <td></td> <td>月 1日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		月 1日							
- 事業実施区分 2 多機能 地域区分 07 七級地 1 無 2 2 2 2 2 2 2 2 2	事業廃止年月日					_		-	**************************************
送迎加算 (重度) 1	事業実施区公 2 名機能 1	电梯区公			н ।		宣賦開始平月日	- 1	宣嫁於「平月口
送辺加算・復度) 1 無 就学移行支援体制(就学定等者数) 0 開き、信度) 0 以学形で支援体制 (就学定等者数) 0 原著・児 2 有			=		1	4m	佐帆竿の区台	1	an
利用定員数 40 1998					+				
旧法施設定員数 999		1113			\vdash	, J		04	* ±
審護職員配置加算 (1			2	有		08	4 1 人以上5 0 人以下
夜間看護体制(看護職員配置数) 日立生活支援加算 栄養土配置加算の基準 栄養土配置加算の基準 特別的層音音を授体制加算 日 無 利用更具超過による減算 1 無 利用更具超過による減算 1 無 報酬的経済工 国族障害者支援体制加算 日活訓練加算 日活訓練加算 日活訓練加算 日活訓練加算 日活訓練加算 日活訓練加算 日活訓練加算 日 無 年利月期間超過減算 日 無 東半東空灾化事業による助成 短肢障害者支援体制加算 (強度寸物) 国 性		1	,33		-	-		- 00	TINATOONAL
#接行的維育者特別支援加算			0		\vdash	\vdash			
規葉地質言語障害者支援体制加算 1 無	強度行動障害者特別支援加算	1 1	Ť		\vdash				
語類検加算	視覚聴覚言語障害者支援体制加算	1	#		1	無			
自活別維加算 日	自活訓練加算I	+ + +			\vdash	1111			
重度障害者支援加算 通動者生活支援加算 短肢障害者、促) 支援加算(強度行動) 重度障害者支援体制加算((自活訓練加算Ⅱ						精神障害者退院支援施設加算		
国族障害者 (児) 文援加算(強接行動) 無効労支援關係研修修 7加算 被助支援体制加算 (小規模事業所) 被助支援体制加算 (小規模事業所) 重度障害者支援体制加算 (重度) 1 無 自権工資達成指導員配置加算 大規模任居等減算 1 無 重度障害者支援加算 (工 面 重度 接換管者 支援加算 (ファーン コン加算 1 無 重度支援体制加算 (現長支援加算 (現長支援加算 (現場で)) 日標工賃達成加算 (現場で) 1 無 リハビリテーション加算 (対域主務行例別定 (財産主務行例別支援特別加算 (現場を)) 1 無 1 無 対規模グループケア加算 (現場で) 1 無 財政支援機能強化型体制 (財産 (財産) 2 表別規定 (財産	重度障害者支援加算		\neg						
置接障者を支援体制加算 1 (置度)	重度障害者(児)支援加算(強度行動)						夜間支援体制加算(小規模事業所)		
重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ 1 無	重度障害者支援体制加算 I (基本)	1	無	目標工賃達成指導員配置加算			夜間支援対象利用者数 (小規模事業所)		
重度重換障害者加算	重度障害者支援体制加算 I (重度)			単独型加算			大規模住居等減算	1	無し
リハピリテーション加算 1 無 延長支援加算 1 無 が根板グループケア加算 地域生活移行個別支援特別加算 数数報言配置体制加算 数数移行支援体制加算区分 間次主接時別加算 (重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ	1	無	小規模定員加算			目標工賃達成加算		
地域生活移行個別支援特別加算	重度重複障害者加算								0
相談支援機能強化型体制 職業指導員体制 就労定署支援区分 (1年未満)	リハビリテーション加算	1	無		1	無			
指導員加配加算	地域生活移行個別支援特別加算		_						
緊急短期入所体制確保加算 児童発達支援管理責任者專任加算 就労定着支援区分(2年~3年)	相談支援機能強化型体制		_		\sqcup	\Box			
			_		\sqcup	\Box			
	緊急短期入所体制確保加算			児童発達支援管理責任者専任加算					

3ページ目(1・2ページ目からの続き、及びエラー内容を表示)(訂正連絡票の場合も同様)

(ID:R21202) 障害者総合支援	-					スト (サービス))			計和 6年 7月 1日 3 ○○○国民健康保険団体連合会
		令和 6年	7月 1日受付分	শ ম	b 年	/月 1日息棟分				
バッチ番号 2024070 整理番号 000000		年月日 令和 6年 6 年月日	月01 異動区 訂正区		変史	異動事田 01				支所コード
			1 81 115 12	71						
事業所番号 13100000 サービス種類コード		事業所名称 事業所A	144	ばっ to	/# ## / *	番号 000				
指定市町村番号	22 生活介護		1 9-	みなし						
TEXC (IVA) TI III 'S					in AC V	H AN				
地域移行支援体制加算	1 無	移行支援住居体制(自			有	身体拘束廃止未実施				
地域移行支援体制(定員減少 入浴支援加算	>数) 10	地域生活支援拠点等标 虐待防止措置未実施減		1_	無	地域移行等意向確認 業務継続計画未策定		E備減算	-	
日標工賃達成	2 有	高次脳機能障害者支护 高次脳機能障害者支护				障害者支援施設等感		n F fin管	4	I • II
支援体制構築未実施減算	1 無	情報公表未報告減算	& FT 107/M-94	1	無	2000年1000年100	***	3 - 1 /M - 4	7	
中核的人材配置体制		栄養改善加算								
【福祉・介護職員等処遇改善	情報】									
職員等処遇改善加算	06	V		神昌学	bn tæ ak:	善加算(V)区分	10	V (10)		
処遇改善加算		v 女善特別加算				キャリアパス区分	10	V (10)		
主たる事業所サービス種類コ						サービス種類コード2				
主たる事業所施設区分				ベース	アップ	等支援加算				
特定処遇改善加算	特定处	1.遇改善加算区分								
【指定更新情報】										
指定有効開始年月日 指	定有効終了年月日	指定更新申請中区分	効力停止開始	年月日	効力	停止終了年月日				
令和 5年 4月 1日 令	011年 3月31	B								
	- 14 +n									
エラーコード エラ MA22 事業		当・受領委任の有無の	関連性が不正常	+						
		《 ヨ・文词安任の有無の 『外コード値が設定され								
		ード値が設定されてい								
		準に規定外コード値が								
		支援加算の有無に規定			います					
		型区分に規定外コード 者支援体制加算の有無			さわっ	こいます				
		<u>「有又接体制加昇の有無</u> の有無に規定外コード			CALL	v· m y				
		の有無に規定外コード								
		の有無に規定外コード								
		は制)加算I(基本)の								
MA13 重度	障害者支援(位	(制)加算Ⅰ(重度)の	有無に規定外コ	一ト値か	設定さ	れています				

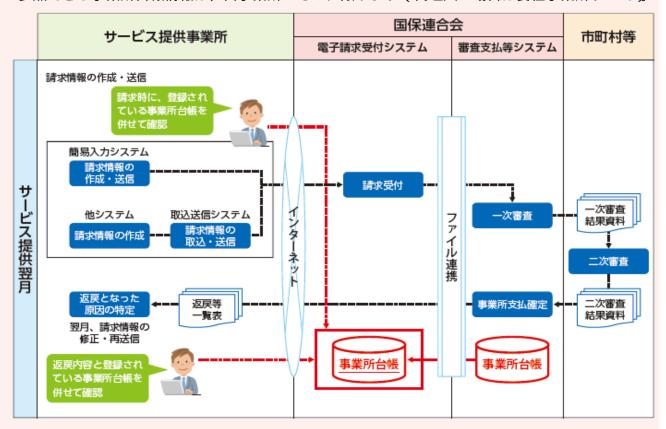
コラム

サービス提供事業所による事業所台帳の参照が可能に

(平成30年4月から)

サービス提供事業所にて請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を、電子請求受付システムにて参照できる機能が追加されました。

参照できる事業所台帳情報は、自事業所のものに限ります(代理人の場合は委任事業所すべて)。



各国保連合会が実情に応じて運用

サービス提供事業所が、事業所台帳が現在整備中であることを認識せずにこの機能を利用すると、 整備中の事業所情報を参照することで混乱する恐れがあります。

事業所台帳の整備にかかる運用の日程は国保連合会により異なりますので、サービス提供事業所がこの機能を使用する際のメニューに表示する注釈も、国保連合会により異なります。

注釈の例

変更内容が反映されるまでに数日かかる場合があります。

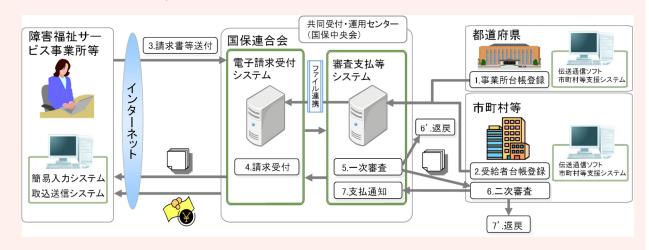
現在、XXXX年XX月XX日までの情報をご確認いただけます。

毎月 XX 日から XX 日にかけて、順次事業所情報を最新化しています。

最新の情報が反映されるまでしばらくお待ちください。

電子請求受付システム

サービス提供事業所は、サービス提供月の翌月に、障害福祉サービス等の給付費等の請求情報 を、国保連合会に送信します。請求情報の送信は、簡易入力システム又は取込送信システムを利 用してインターネットを介して行われます。送信されてきた請求情報は、電子請求受付システム により国保連合会で受付処理が行われます。さらに審査支払等システムにより、一次審査が行わ れる流れとなっています。



- ・電子請求受付システム 障害者総合支援のインターネット請求を行うためのシステム
- ・簡易入力システム 請求情報の入力や送信を行うことができる国保中央会のソフトウェア
- ・取込送信システム 市販の事業所業務管理ソフトウェアで作成した CSV ファイルを取り込んで、送信を行うことができる国保中央会のソフトウェア

代理人による請求

サービス提供事業所に代わり、代理人が給付費等の請求を行うしくみ (代理請求)があります。 たとえば、同一事業者が複数のサービス提供事業所を運営している場合に、その複数のサービス 提供事業所の請求を、本店担当者等がまとめて行うことができます。

代理請求を行うことができる対象者は、以下のとおりです。

対象者	詳細
同一事業者	同一事業者が複数事業所を運営しており、本店等の請求担当者が、複数事業所分の請
	求をまとめて 1 カ所から、国保連合会に請求情報を送信する場合
	(同一事業者が、同一敷地内で事業所番号をそれぞれ有する複数の事業所を運営して
	おり、一事業所の請求担当者が複数事業所分の請求を行う場合を含む)
第三者	民間の請求事務取扱業者等が、事業所に代わり国保連合会に請求情報を送信する場合
地方自治体	地方自治体(市町村等)が、事業所に代わり国保連合会に請求情報を送信する場合

典型的なエラー事例とその対処方法(事業所情報)

〔凡例〕

以下の事例に掲げた帳票類は、一部の情報を抜粋したものとなっています。

帳票内の**緑字**は、事業所の情報の更新箇所、すなわち都道府県が国保連合会に連絡票情報を送信する理由(きっかけ)となった箇所であることを示したものです。

帳票内の赤字は、エラーの原因となった箇所を示したものです。

事例 1

ME02

利用日数特例対象期間1(開始・終了)の期間設定が不正です

〔都道府県が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報 (サービス情報)〕

エラー例1

異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類 コード	利用日数特例 届出有無	利用日数特例 対象期間1(開始)	利用日数特例 対象期間1(終了)	
2018.04.01	1:新規	9910011111	22	2:有り	2018.03	2018.02	

エラー例2

異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類 コード	利用日数特例 届出有無	利用日数特例 対象期間1(開始)	利用日数特例 対象期間1(終了)	
2018.04.01	1:新規	9910011111	22	2:有り	2018.03	2019.05	

異動連絡票を送信した理由

事業所から新規のサービス情報の届出があったため。その際、利用日数特例の届出があった。

(参考)利用日数特例

1人の障害者が1月に通所施設を利用できる日数は、各月の日数から8を差し引いた日数を「原則の日数」とする。

その例外として、 通所施設の事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、<u>都道府県に届け出ることにより</u>、当該施設が特定する「対象期間」(<u>3月以上1年以内</u>の期間)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができる。

また、 心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要性があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、(に該当しなくても)「原則の日数」を超えて利用することができる。

第4章 事業所台帳(都道府県)

エラーの原因

エラー例 1 = 利用日数特例対象期間の終了年月(2018年2月)が、開始年月(2018年3月)以降でないため。 エラー例 2 = 利用日数特例対象期間の設定が1年以内でないため。

対処方法

事業所異動連絡票情報 (サービス情報)の利用日数特例対象期間1の設定内容を確認し、修正を行ったうえで再送信してください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
MEO2	利用日数特例対象期間1(開始・終了)の期間設定が不正です
	補足1:利用日数特例対象期間の終了年月は開始年月以降の年月で設定可能です
	補足2:利用日数特例対象期間は3か月以上1年以内の期間で設定可能です

事例 2

ME14

台帳情報内で地域区分コードが一致していません

[国保連合会に登録されているサービス情報の履歴]

訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	事業所番号	事業所名称	サービス 種類コード	サービス提供 単位番号	地域区分 コード	
		2018.04.01	1:新規	9910011111	A事業所	22	001	04	
		2018.05.01	2:変更	9910011111	A事業所	22	001	05	
		2018.06.01	1:新規	9910011111	A事業所	22	002	05	

〔都道府県が国保連合会に送信した事業所訂正連絡票情報 (サービス情報)〕

訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	事業所番号	事業所名称	サービス 種類コード	サービス提供 単位番号	地域区分 コード	
2018.07.01	3:削除	2018.05.01	2:変更	9910011111	A事業所	22	001	05	

訂正連絡票を送信した理由

5月送信分の異動内容である地域区分コードの変更 (「4:四級地」 「5:五級地」)を取り消し、4月時点の情報に戻すため。

エラーの原因

訂正連絡票情報により5月送信分の異動内容(地域区分コードの変更)を削除したとしても、6月送信分の情報はそのまま残っている。そうすると同一事業所内で異なる地域区分コードが存在することになり、整合性を保てなくなるため。

対処方法

事業所所在地の地域区分について、事業所とともに確認したうえで、正しい地域区分の情報を、整合性を保 つように(再)送信してください。

地域区分コード「4」が正しい場合

6月送信分の情報についても、地域区分を「4」と訂正する訂正連絡票情報を作成し、送信してください(5月送信分に対する訂正も一緒に再送信してください)。

地域区分コード「5」が正しい場合

7月送信分の訂正連絡票情報を取り下げてください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
ME14	台帳情報内で地域区分コードが一致していません
	補足1:「異動年月日」が平成30年4月01、「サービス種類コード」が22、「サービス提供
	単位番号」が001、「地域区分コード」が04
	補足2:「異動年月日」が平成30年6月01、「サービス種類コード」が22、「サービス提供
	単位番号」が001、「地域区分コード」が05

事例 3 - 1

ME17

有効なサービスの存在しない事業所は作成できません

[国保連合会に登録されている事業所台帳の情報]

基本情報

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	事業所番号	事業所名称	

サービス情報

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	事業所番号	サービス種類コード	

(A事業所の情報は事業所台帳に1件も登録されていない)

[都道府県が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報]

基本情報

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	事業所名称	代表者氏名	
2018.04.01	1:新規	01	9910011111	A事業所	自立 太郎	

サービス情報(未送信)

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	事業所名称	サービス種類コード	

異動連絡票を送信した理由

新規に事業所を指定したため。

エラーの原因

事業所台帳の情報は、1事業所につき、基本情報と1つ以上のサービス情報から構成されなければならない。 台帳にサービス情報が存在しない状態で、基本情報のみの事業所異動連絡票情報が送信されてきた場合、基 本情報それ自体の設定内容にエラーがなくても、点検エラーとされた。

対処方法

サービス情報を新たに作成したうえで、改めて事業所異動連絡票情報(基本情報及びサービス情報)を(再)送信してください。

事例 3 - 2

MA13	に規	定外コード値が設定されています
WA 13	具体例	異動事由に規定外コード値が設定されています
ME17	有効なサ	ービスの存在しない事業所は作成できません

[国保連合会に登録されている事業所台帳の情報]

基本情報

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	事業所番号	事業所名称	

サービス情報

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	事業所番号	サービス種類コード	

(A事業所の情報は事業所台帳に1件も登録されていない)

〔都道府県が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報〕

基本情報

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	事業所名称	代表者氏名	
2018.04.01	1:新規	01	9910011111	A事業所	自立 太郎	

サービス情報

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	事業所名称	サービス種類コード	
2018.04.01	1:新規	99	9910011111	A事業所	22	

異動連絡票を送信した理由

新規に事業所を指定したため。

エラーの原因

異動事由の設定誤り(事業所台帳においては、異動事由は固定値01を設定しなければならない)により、サービス情報が点検エラーとなった(MA13)。新規の事業所のため、台帳にもサービス情報は存在しない。したがって、基本情報それ自体の設定内容にエラーがなくても、この基本情報に対応するサービス情報が存在しないため、基本情報もエラーとなった(ME17)。

対処方法

設定誤りの箇所(異動事由)を修正したうえで、事業所異動連絡票情報を再送信してください。基本情報自体の設定内容にエラーがない場合でも、基本情報も再送信する必要があります。なお、基本情報に他のエラーが発生している場合(受付点検エラーリストで確認できます)は、それも修正して再送信してください。



MA13	に規	定外コード値が設定されています
	具体例	異動事由に規定外コード値が設定されています
ME18	基本が終	了となる場合、すべてのサービスが終了でなければなりません

[国保連合会に登録されている事業所台帳の情報]

基本情報

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	事業所名称	
2017.04.01	1:新規	01	9910011111	A事業所	:

サービス情報

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	事業所名称	
2017.04.01	1:新規	01	9910011111	A事業所	

[都道府県が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報]

基本情報

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	事業所名称	
2018.04.01	3:終了	01	9910011111	A事業所	

サービス情報

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	事業所名称	
2018.04.01	3:終了	99	9910011111	A事業所	

異動連絡票を送信した理由

事業所の廃止等の事情で台帳の登録を終了することになったため。

エラーの原因

異動事由の設定誤り(事業所台帳においては、異動事由は固定値01を設定しなければならない)により、サービス情報が点検エラーとなった(MA13)。このため、事業所台帳のサービス情報は終了されなくなってしまう。この状態で基本情報を終了しようとすることにより、エラーとされた(ME18)。

対処方法

設定誤りの箇所(異動事由)を修正したうえで、事業所異動連絡票情報を再送信してください。基本情報自体の設定内容にエラーがない場合でも、基本情報も再送信する必要があります。なお、基本情報に他のエラーが発生している場合(受付点検エラーリストで確認できます)は、それも修正して再送信してください。

備老

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
ME18	基本が終了となる場合、すべてのサービスが終了でなければなりません
	補足:「異動年月日」が平成30年4月01、「サービス種類コード」が11、「サービス提供単
	位番号」が001のサービス情報が終了していません

事例 5

ME64

台帳情報内で福祉・介護職員等処遇改善加算の有無が一致していません

[国保連合会に登録されているサービス情報の履歴]

訂正年月日	訂正 区分	異動年月日	異動 区分	事業所番号	事業所 名称	サービス 種類コード	サービス提供 単位番号	福祉·介護職員等 処遇改善加算の有無	
		2024.06.01	1:新規	9910011111	A事業所	22	001	01∶無し	
		2024.07.01	2:変更	9910011111	A事業所	22	001	02:	
		2024.08.01	1:新規	9910011111	A事業所	22	002	02:	

〔都道府県が国保連合会に送信した事業所訂正連絡票情報 (サービス情報)〕

訂正年月	日	訂正 区分	異動年月日	異動 区分	事業所番号	事業所 名称	サービス 種類コード	サービス提供 単位番号	福祉·介護職員等 処遇改善加算の有無	
2024.09	.01	3:削除	2024.07.01	2:変更	9910011111	A事業所	22	001	02:	

訂正連絡票を送信した理由

7月送信分の異動内容である福祉・介護職員等処遇改善加算の有無の変更 (「無し」 「」) を取り消し、6月時点の情報に戻すため。

エラーの原因

訂正連絡票情報により7月送信分の異動内容(福祉・介護職員等処遇改善加算の有無の変更)を削除したとしても、8月送信分の情報はそのまま残っている。そうすると同一事業所内の福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いが異なることになり、整合性を保てなくなるため。

対処方法

事業所の福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いを確認したうえで、整合性を保つように(再)送信してください。

福祉・介護職員等処遇改善加算の有無「無し」が正しい場合

8月送信分の情報についても、加算の有無を「無し」と訂正する訂正連絡票情報を作成し、送信してください(7月送信分に対する訂正も一緒に再送信してください)。

福祉・介護職員等処遇改善加算の有無「」が正しい場合

9月送信分の訂正連絡票情報を取り下げてください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
ME64	台帳情報内で福祉・介護職員等処遇改善加算の有無が一致していません
	補足1:「異動年月日」が令和6年6月01、「サービス種類コード」が22、「サービス提供
	単位番号」が001、「職員等処遇改善加算の有無」が01
	補足2:「異動年月日」が令和6年8月01、「サービス種類コード」が22、「サービス提供
	単位番号」が002、「職員等処遇改善加算の有無」が02



ME66

連絡票情報内で一致しない福祉・介護職員等処遇改善加算の有無が1件以 上あります

[国保連合会に登録されているサービス情報]

異動年月日	異動区分	事業所番号	事業所名称	サービス 種類コード	サービス提供 単位番号	福祉·介護職員等 処遇改善加算の有無	
2024.06.01	1:新規	9910011111	A事業所	22	001	01:無し	
2024.06.01	1:新規	9910011111	A事業所	22	002	01:無し	

[都道府県が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報 (サービス情報)]

異動年月日	異動区分	事業所番号	事業所名称	サービス 種類コード	サービス提供 単位番号	福祉·介護職員等 処遇改善加算の有無	
2024.10.01	2:変更	9910011111	A事業所	22	001	02:	
2024.10.01	2:変更	9910011111	A事業所	22	002	01:無し	

異動連絡票を送信した理由

福祉・介護職員等処遇改善加算の有無の変更の届出が事業所からあったため。

エラーの原因

異動連絡票情報によると、サービス提供単位001では福祉・介護職員等処遇改善加算の有無が変更された(無し)が、サービス提供単位002では従前のまま(無し)になっている。同一事業所の福祉・介護職員等処遇改善加算の有無は同じでなければならないため、エラーとなった。

対処方法

事業所の福祉・介護職員等処遇改善加算の有無を確認したうえで、整合性を保つように(再)送信してください。

福祉・介護職員等処遇改善加算の有無「」が正しい場合

サービス提供単位002についても、福祉・介護職員等処遇改善加算の有無を と修正した異動連絡票情報を 作成したうえで、再送信してください。

福祉・介護職員等処遇改善加算の有無「無し」が正しい場合

異動連絡票情報を取り下げてください。

備考

平成30年4月異動分から、エラーリストに補足情報が表示されます。エラー発生箇所の確認に利用してください。

エラーコード	エラー情報
ME66	連絡票情報内で一致しない福祉・介護職員等処遇改善加算の有無が1件以上あります
	補足 :「異動年月日」が令和6年10月01、「サービス種類コード」が22、「サービス提供
	単位番号」が001、「職員等処遇改善加算の有無」が02

台帳整備にかかる 事務処理マニュアル

第5章 FAQ

台帳事務にかかるFAQ

ここでは、各都道府県の国保連合会に対して都道府県・市町村より寄せられた、台帳事務にかかるよくある質問とその答えを紹介します。

【小目次】

一般的事項	エラーへの対応
1 受給者・事業所共通	1台帳登録時
Q.01 異動連絡票情報と訂正連絡票情	Q.09 エラーの理由93
報の違い89	Q.10 MA19 94
Q.02 国保連合会側のシステムに台帳情報	Q.11 MA23 95
が登録されていない89	Q.12 MA1297
2 受給者台帳	Q.13 MA29 98
Q.03 情報の見方90	Q.14 MA30
	2審査時
台帳の登録・修正・変更について	Q.15 連絡票情報送付後の請求エラー
1 受給者・事業所共通	100
Q.04 異動連絡票情報と訂正連絡票情	
報の同時送信 91	その他
Q.05 遡っての修正等 91	Q.16 障害児から障害者への移行 (受
2 受給者	給者番号の設定)101
Q.06 支援区分等決定がされていない	Q.17 同一世帯で障害児が複数いる場
場合の受給者台帳登録 92	合101
Q.07 共同生活援助の補足給付 92	
3事業所	
Q.08 中核市における事業所台帳の登録	
92	

-1一般的事項(受給者・事業所共通)

Q.01

異動連絡票情報と訂正 連絡票情報の違い

異動連絡票情報と訂正連絡票情報の違いについて教えてくだ さい。

A.01

異動連絡票情報は事業所台帳、受給者台帳等の各種台帳情報の基となる情報です。提 出された異動連絡票情報を積み上げることで各種台帳を構築しています(新しいページ が追加されるイメージです。

一方、訂正連絡票情報は既に国保連合会に提出し、台帳に登録された異動連絡票情報 を訂正する場合に使用します。

異動連絡票情報・訂正連絡票情報の詳細については、受給者台帳については本マニュ アルの第3章1を、事業所台帳については本マニュアルの第4章1を参照してください。

Q.02

国保連合会側のシステ ムに台帳情報が登録さ れていない

市町村・都道府県側のシステムには台帳情報を登録しており、 国保連合会にも台帳情報を送付していますが、国保連合会側の システムに台帳情報の登録がされていないのはなぜですか。

A.02

国保連合会では、受け付けた台帳情報について内容チェックを行い、エラーを発見し た場合は取込エラーリストや受付点検エラーリストを提供し、台帳情報の登録は行いま せん。

エラーリストについては市町村・都道府県に送付していますが、その後の対応がない ため、結果として登録されていないままとなっていることが考えられます。

また、政令市・中核市においては事業所の管理を市で行いますが、事業所台帳は都道 府県を通じて国保連合会に送付します。この場合、エラーリストが都道府県にしか送信 されない状況となり、市町村で確認が取れていない可能性も考えられます。

市町村・都道府県側のシステムではエラーとならずに登録できていても、国保連合会 のシステムではエラーが発生し登録されないことがあります。国保連合会からのエラー 送付に留意し、早期に対応していただくようお願いします。

-2一般的事項(受給者台帳)

Q.03

情報の見方

受給者台帳情報の見方がわかりません。

A.03

受給者台帳情報は、個々の受給者に対して適切なサービスを提供するために必要な情報が、受給者毎に登録されたデータベースです。 1 人の受給者に対して登録される情報は、大きく「基本情報」「支給決定情報」「モニタリング情報」に区分され、それぞれの区分毎に、様々な情報により構成されています。

例えば、「基本情報」には、障害支援区分コードや利用者負担上限額情報などが、「支給決定情報」には決定サービスコードや決定支給量などが、「モニタリング情報」にはモニタリング対象年度や対象月などが登録されています。

こうした出力項目については、第2章3にも抜粋して掲載していますが、詳しくは厚生労働省ホームページにインタフェース仕様書が掲載されていますので、あわせて参照してください。

-1台帳の登録・修正・変更について(受給者・事業所共通)

Q.04

異動連絡票情報と訂正 連絡票情報の同時送信

同一の受給者もしくは事業所について、異動連絡票情報と訂正 連絡票情報を同時に送信した場合、異動連絡票情報は点検エラ ーとなりますか。

A.04

同じ受給者若しくは事業所について、異動連絡票情報と訂正連絡票情報を送信する場合、訂正連絡票情報を先に点検してから、異動連絡票情報の点検を行う流れとなります。 このため、どのような訂正なのか、どのような異動なのかによって、必要であれば2 回に分けて送信する必要があります。

例えば、訂正連絡票情報により訂正する対象が同時に送信した異動連絡票情報だった 場合など、異動連絡票情報と訂正連絡票情報とを紐付ける特定の項目が一致している場合で、台帳にその特定の項目が同一である情報が存在しない場合、対象とする異動連絡 票情報が存在しないため、訂正連絡票情報は点検エラーとなります。

情報を紐付ける特定の項目とは、例えば受給者台帳における支給決定情報の場合は、「異動年月日」「市町村番号」「受給者証番号」「決定サービスコード」、事業所台帳におけるサービス情報の場合は、「異動年月日」「事業所番号」「サービス種類コード」「サービス提供単位番号」「登録市町村番号」など、各台帳毎に決まった項目のことです。

なお、この場合、訂正連絡票情報で点検エラーが発生したため点検を中断することとなり、異動連絡票情報も点検エラーとなります。

Q.05

遡っての修正等

受給者についての基本情報や支給決定情報、事業所についての 基本情報やサービス情報を遡って修正する場合の処理方法に ついて教えてください。

A.05

訂正連絡票情報により修正してください。

ただし、すでに登録されている異動連絡票情報については、訂正連絡票情報で削除しない限りは有効な情報となります。修正内容によっては、訂正連絡票情報で削除をしてから、異動連絡票情報で正しいデータを送信してください。

なお、台帳の修正が過去に遡って行われると、支払済の請求情報について過誤処理が必要となる場合があります。過誤処理については「審査事務にかかる事務処理マニュアル」第5章を参照してください。

-2台帳の登録・修正・変更について(受給者)

Q.06

支援区分等決定がされ ていない場合の受給者 台帳登録 受給者台帳情報登録の際、障害支援区分、利用者負担上限月額の決定より先に計画相談支援が決定している受給者がいます。 この場合の登録方法について教えてください。

A.06

受給者台帳情報の基本情報が存在していないと、相談支援の支給決定が登録できません。

そのため、基本台帳を登録する必要がありますが、必須項目である障害支援区分や利用者負担上限月額が未決定の場合、以下のように設定してください。

利用者負担上限額情報について、所得区分認定がない場合、所得区分を「99:その他」 とし、開始年月日に異動年月日以前の日付を設定します。

障害支援区分が認定範囲外の場合は、障害支援区分コードを「99:その他」とし、開始・ 終了年月日については設定不要です。

Q.07

共同生活援助の補足給 付 共同生活援助利用者に対する補足給付の設定方法を教えてく ださい。

A.07

共同生活援助を利用する受給者が補足給付(家賃助成)の対象となる場合は、受給者 異動連絡票情報・受給者訂正連絡票情報の基本情報において、補足給付情報を設定する 必要はありません。

基本情報における補足給付情報については「1:無し」を設定し、支給決定情報の決定サービスコードを「330801」として、国保連合会に提出してください。

-3台帳の登録・修正・変更について(事業所)

Q.08

中核市における事業所台帳の登録

中核市ですが、事業所台帳の登録はどのようにしたらよいですか。

80.A

市において作成した事業所台帳(異動連絡票情報・訂正連絡票情報)を都道府県へ提供し、都道府県から国保連合会へ送信してください。

-1エラーへの対応(台帳登録時)

Q.09

エラーの理由

エラーの理由を教えてください。エラーの意味が分かりませ ん。

A.09

市町村・都道府県が提出した異動連絡票情報や訂正連絡票情報は、国保連合会において取込点検、受付点検が行われます。

取込点検では、レコードフォーマットのチェックや桁数の確認、必須項目に値が存在しているかの確認等、データベースに取り込むための最低限の確認が行われます。ここで取込エラーが発生した場合、国保連合会からエラー内容が表示された取込エラーリストが送信されるため、上記の点検内容を踏まえ確認してください。

受付点検では、主に情報内での整合性の確認や、他の台帳・単位数表マスタとの突合による点検が行われます。受付点検エラーが発生した場合、国保連合会から受付点検エラーリストが送信されます。ここには、エラーコードとあわせてエラー情報が、また一部のエラーコードについては帳票上確認できない内容が補足情報もあわせて記載されているため、ここからエラーの内容を確認してください。

本マニュアル第3章2では受給者台帳の、第4章2では事業所台帳の典型的なエラー 事例を紹介しているので、参照してください。

Q.1	0
MA.	1 9

MA19「 が異動年月日の年月内の日付ではありません」のエラーの解消方法について教えてください。

A.10

原因としては、以下の場合が考えられます。

異動連絡票情報・訂正連絡票情報の異動区分コードが「3:終了」である場合、点検対象の異動連絡票情報・訂正連絡票情報内で、エラーメッセージの「」に該当する日付項目の年月と異動年月日の年月が異なっています。

(事業所台帳での例)

〔都道府県が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報 (サービス情報)〕

異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類コード	登録開始年月日	登録終了年月日	
2018.04.01	3:終了	9910011111	11	2018.03.01	2018.05.31	

[「]登録終了年月日」の年月(2018年5月)が、「異動年月日」の年月(2018年4月)と異なるため、点検エラーとなります。

異動連絡票情報・訂正連絡票情報の異動区分コードが「2:変更」、又は「3:終了」で、かつ直前データと点検対象の異動連絡票情報・訂正連絡票情報間で点検対象となる区分が異なる場合、点検対象の異動連絡票情報・訂正連絡票情報内で、エラーメッセージの「」に該当する日付項目の年月と異動年月日の年月が異なっています。

(事業所台帳での例)

[国保連合会に登録されているサービス情報]

;	異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類コード	就労継続 A 型事業者 負担減免申し出有無	就労継続 A 型事業者 負担減免開始年月日	
	2018.03.01	1:新規	9910011111	45	1:無し		

〔都道府県が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報(サービス情報)〕

異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類コード	就労継続 A 型事業者 負担減免申し出有無	就労継続 A 型事業者 負担減免開始年月日	
2018.04.01	2:変更	9910011111	45	2:減額	2018.05.01	

点検対象の「異動年月日」の年月(2018年4月)と「就労継続A型事業者負担減免開始年月日」の年月(2018年5月)が異なるため、点検エラーとなります。

異動連絡票情報・訂正連絡票情報の異動区分コードが「2:変更」、又は「3:終了」で、かつ点検対象の異動連絡票情報・訂正連絡票情報と直前データ間で、エラーメッセージの「」に該当する日付項目の年月日が異なる場合、点検対象のエラーメッセージの「」に該当する日付項目の年月と異動年月日の年月が異なります。

(事業所台帳での例)

[国保連合会に登録されているサービス情報]

異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業休止年月日	
2018.04.01	2:変更	9910011111	11	2018.03.01	2018.04.30	

[都道府県が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報(サービス情報)]

異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業休止年月日	
2018.04.02	2:変更	9910011111	11	2018.03.01	2018.05.31	

点検対象の「異動年月日」の年月(2018年4月)と「事業休止年月日」(2018年5月)が異なるため、点検エラーとなります。

該当項目が、直前の異動年月日と同一又は異動年月日と同月の日付になるように、該 当項目、若しくは異動年月日を修正してください。

Q.11 MA23 MA23「 と前後の履歴の関係が不正です」のエラーの解消方法について教えてください。

A.11

点検対象の異動連絡票情報・訂正連絡票情報と、その前後の履歴データとなる台帳情報及び異動連絡票情報・訂正連絡票情報との「」に該当する項目に関する関連性が不正となっていることが原因です。

受給者台帳で見ていくと、例えば、以下のような場合です。

異動区分コードが「2:変更」である受給者台帳(基本)に対して、異動区分コードが「1:新規」である受給者異動連絡票情報(基本情報)を受け付けた場合

[国保連合会に登録されている基本情報]

異動年月日	異動区分	証記載 市町村番号	受給者証番号	障害支援区分	障害支援区分認定有効期間 (開始年月日)	
2018.03.01	2:変更	991111	990000001	22	2018.03.01	

〔市町村が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(基本情報)〕

異動年月日	異動区分	証記載 市町村番号	安給者証本是		障害支援区分認定有効期間 (開始年月日)	
2018.04.01	1:新規	991111	990000001	22	2018.04.01	

直前データの「異動区分」コードが「3:終了」でないため、「異動区分」コードについて点検エラーとなります。

障害支援区分が「99:無し」以外である受給者台帳(基本)に対して、異動年月日の年月が等しく、かつ障害支援区分が「99:無し」である受給者異動連絡票情報(基本情報)を受け付けた場合

[国保連合会に登録されている基本情報]

異動年月日	異動区分	証記載 市町村番号	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		障害支援区分認定有効期間 (開始年月日)	
2018.03.01	1:新規	991111	990000001	22	2018.03.01	

[市町村が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(基本情報)]

異動年月日	異動区分	証記載 市町村番号	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		障害支援区分認定有効期間 (開始年月日)	
2018.03.02	2:変更	991111	990000001	99	2018.03.20	

点検対象の「異動年月日」の年月(2018年3月)が、直前データの「異動年月日」の年月(2018年3月)と等しいため、「異動年月日」について点検エラーとなります。

障害支援区分が「99:無し」以外である受給者台帳(基本)に対して、障害支援区分認定有効期間が受給者台帳(基本)より過去日付である受給者異動連絡票情報(基本情報)を受け付けた場合

[国保連合会に登録されている基本情報]

異動年月日	異動区分	証記載 市町村番号	受給者証番号	障害支援区分	障害支援区分認定有効期間 (開始年月日)	
2018.03.01	1:新規	991111	990000001	22	2018.03.20	

[市町村が国保連合会に送信した受給者異動連絡票情報(基本情報)]

異動年月日	異動区分	証記載 市町村番号	受給者証番号	障害支援区分	障害支援区分認定有効期間 (開始年月日)	
2018.04.01	2:変更	991111	990000001	22	2018.03.01	

点検対象の「障害支援区分認定有効期間(開始年月日)」(2018年3月1日)が、直前データの「障害支援区分認 定有効期間(開始年月日)」(2018年3月20日)より前のため、「障害支援区分認定有効期間(開始年月日)」に ついて点検エラーとなります。

対象レコード、前後履歴レコードの該当項目を確認し、関連が正しくなるように修正してください。

本マニュアルの第3章2もあわせて参照してください。

Q.12 MA12 受給者台帳の MA12「この訂正連絡票は訂正する対象の情報が存在しないか、または既に削除されています」というエラーの原因を教えてください。

A.12

削除しようとしている台帳情報は、国保連合会のシステムに登録されていない情報であるためエラーとなっています。

原因としては、以下の場合が考えられます。

点検対象の訂正連絡票情報が訂正の対象として紐付ける特定の項目を持つ台帳情報が 存在していません。

(受給者台帳での例)

[国保連合会に登録されている基本情報]

訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号	受給者証番号	
		2018.02.01	1:新規	991111	9900000001	
		2018.03.10	2:変更	991111	9900000001	

[市町村が国保連合会に送信した受給者訂正連絡票情報(基本情報)]

訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号	受給者証番号	
2018.04.01	2:修正	2018.03.01	1:新規	991111	9900000001	

受給者訂正連絡票情報(基本情報)が訂正の対象として紐付ける特定の項目(「異動年月日」「市町村番号」「受給者証番号」)の情報が、受給者台帳(基本)に存在しないため、点検エラーとなります。

点検対象の訂正連絡票情報が訂正の対象として紐付ける特定の項目を持つ台帳情報 が、既に削除状態です。

(受給者台帳での例)

[国保連合会に登録されている基本情報]

訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号	受給者証番号	
2018.04.01	3:削除	2018.03.01	2:変更	991111	9900000001	

〔市町村が国保連合会に送信した受給者訂正連絡票情報(基本情報)〕

訂正	E年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号	受給者証番号	
201	18.04.02	2:修正	2018.03.01	2:変更	991111	9900000001	

受給者訂正連絡票情報(基本情報)が訂正の対象として紐付ける特定の項目(「異動年月日」「市町村番号」「受給者証番号」)の情報が、受給者台帳(基本)に存在しますが、削除されているため、点検エラーとなります。 訂正連絡票情報ではなく、異動連絡票情報の異動区分「1:新規」として送信してください。

かお	马处老 女框,	事業所台帳が訂正の対象として紐付ける特定の項目とは、	台帳標起毎に以下の通りです
ひ るの、	又知日口啦、	争未別ロ帳が訂正の対象として紅刊ける付足の項目とは、	ロば旧報母に以下の過りしょ。

台帳名称	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5
受給者台帳 (基本)	異動年月日	市町村番号	受給者証番号		
受給者台帳 (支給決定)	異動年月日	市町村番号	受給者証番号	決定サービス コード	
受給者台帳 (モニタリング)	異動年月日	市町村番号	受給者証番号	モニタリング 対象年度	
事業所台帳 (基本)	異動年月日	事業所番号			
事業所台帳 (サービス)	異動年月日	事業所番号	サービス種類 コード	サービス提供 単位番号	登録市町村番号

Q.13

MA29

MA29「削除対象情報が最新履歴でないため削除できません」の 対処方法について教えてください。

A.13

訂正連絡票情報の訂正区分コードが「3:削除」である場合、削除対象の台帳情報が 最新の履歴でないことが原因です。

事業所台帳で見ていくと、例えば、以下のような場合です。

削除対象の事業所台帳(サービス)が最新履歴でない場合

[国保連合会に登録されているサービス情報]

訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類コード	
		2016.03.01	1:新規	9910011111	22	:
		2017.03.01	2:変更	9910011111	22	
		2018.03.01	2:変更	9910011111	22	

[市町村が国保連合会に送信した事業所訂正連絡票情報(サービス情報)]

訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類コード	
2018.04.01	3:削除	2017.03.01	2:変更	9910011111	22	

事業所訂正連絡票情報 (サービス情報)が削除対象とする台帳情報が最新履歴でないため、点検エラーとなります。

削除したい事業所台帳が存在する際は、削除対象の異動年月日より最新の事業所台帳 について、全て削除する必要があります。

例えば、上記の例による訂正連絡票情報により途中履歴を削除する場合、以下のようなプロセスが必要です。

異動年月日2018年3月01の訂正連絡票情報で2018年3月01の台帳情報を削除し、異動年月日2017年3月01の台帳情報を最新状態にする

異動年月日2017年3月01の訂正連絡票情報で2017年3月01の台帳情報を削除する で削除した異動年月日2018年3月01の異動連絡票情報を作成し、送信する Q.14 MA30 MA30「関連する情報で他のエラーが発生したため、点検を中断しました」というエラーはどのように対応すればよいですか。

A.14

複数の異動連絡票情報・訂正連絡票情報を同時に点検した際に、いずれかの異動連絡票情報・訂正連絡票情報にて「点検内容」に記載の点検エラーが発生した場合、点検エラーとなった異動連絡票情報・訂正連絡票情報と紐付いた特定の項目が同一の情報が、点検を中断されたことが原因です。

例えば、以下のように複数の事業所異動連絡票情報(サービス情報)を受け付け、 の 事業所異動連絡票情報(サービス情報)が地域区分コードの設定誤りによる点検エラーと なった場合、 の事業所異動連絡票情報が中断されます。

[市町村が国保連合会に送信した事業所異動連絡票情報 (サービス情報)]

異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	地域区分コード	
2018.03.01	1:新規	9910011111	22	002	01	 ME15
2018.03.01	1:新規	9910011111	22	003	02	 MA30
2018.03.01	1:新規	9910011111	22	004	02	 MA30

この場合、 の異動連絡票情報は「ME15:台帳情報の地域区分コードと一致していません」のエラーが発生し、中断された の異動連絡票情報については「MA30」が発生します。

このため、MA30以外のエラーが解消されることで、このエラーも解消されます。

上記の例では、 を修正した上で を改めて送信してください。

-2エラーへの対応(審査時)

Q.15

連絡票情報送付後の請求エラー

異動連絡票情報・訂正連絡票情報を送信しましたが、請求情報 に受給者台帳関連のエラーが発生しています。

A.15

国保連合会に異動連絡票情報・訂正連絡票情報を送信し、伝送通信ソフトが「正常終了」となっていても、国保連合会の台帳に登録されたという意味ではありません(「正常終了」は国保連合会に情報が正常に到着したことを意味しています)。

受付点検エラーとなり、登録ができていない可能性があります。

異動連絡票情報・訂正連絡票情報の受付点検完了後には、「受付点検エラーリスト」又は「更新結果情報」が出力されるため、確認してください。

また、更新結果情報にて、項目が正しく設定されているか、修正漏れや修正誤りがないかを確認し、正しく設定されていなければ、訂正連絡票情報を送信してください。

その他

Q.16

障害児から障害者への 移行(受給者番号の設 定) 障害福祉サービスを受給していた障害児について、障害者受給者台帳に受給者情報を登録していましたが、誕生日を迎え18歳に到達したため、障害児受給者台帳は終了し、障害者受給者台帳に改めて児童本人を受給者として情報登録する必要があります。

この場合、各台帳の受給者番号の取り扱いはどのように行う必要があるのでしょうか。

A.16

障害福祉サービスを受給している障害児が、障害者になる場合は、台帳を終了し、新 規に登録してください。

- (参考)「インタフェース仕様書(市町村編)」の「 .1.4.3 受給者異動連絡票情報の異動区分等の設定方法」より一部抜粋
- (11)障害児が障害者になる場合(2009年4月15日から障害者となる) 障害児の情報の異動区分を「3:終了」で作成し、新たに障害者の情報の異動区分を「1:新規」 で作成する。

その際、受給者証番号は別で設定する。

ただし、18歳到達後も放課後等デイサービス等の障害児支援のサービスを18歳到達年度までみなしで利用する場合、障害児受給者台帳を終了せず、引き続き同一の障害児受給者番号を利用するものと考えます。

また、18歳到達前に障害福祉サービスを利用するため障害者受給者番号を取得していた場合、18歳到達時に18歳到達前の障害者受給者台帳は終了し、新たな番号を障害者受給者台帳に登録してください。

Q.17

同一世帯で障害児が複 数いる場合 同一世帯に複数の障害児がおり、上限管理をする場合の、台帳 登録について教えてください。

A.17

同一世帯に障害児支援のサービスを利用する障害児が複数おり、同一の保護者が支給 決定を受けている場合は、当該保護者について1つの負担上限月額が設定されます。

そのため、障害児受給者台帳(基本情報)にも利用者負担上限額管理事業所の登録が必要です。

索引

A - Z	E13120、22、25	インタフェース16
A1A132、34、35	E21120、22、23	インタフェース仕様書16
A1B132、34、36	E22120、22、24	受付点検エラーリスト19、20、
A2A132、34、35	E23120、22、25	21、22、31、32、
A2B132、34、36	E31120、22	33、34、42、69
A3A132、34	E32120、22	エラー(連絡票情報送付後)100
A3B132、34	E33120、22	エラーの原因や対処方法49、73
A4A134	E41122	エラーの理由93
A4B134	E42122	か - こ
A5A132、34	E43122	確実な台帳情報の整備7
A6A132、34	ECA120、22	過誤申立書情報18、21
A6B132、34	EDA120、22	簡易入力システム78
A7A132、34	EDB120、22	基本情報7、22
B11122、26、28	EDB220、22	基本情報(事業所台帳).7、30
B12122、27、29	FAQ88	基本情報(受給者異動連絡票情
B13122、27	MA1297	報)23
B1A134、35	MA13 83、84	基本情報(受給者台帳).7、17
B1B134、37	MA1994	基本情報(受給者訂正連絡票情
B21122、26、28	MA2352、53、95	報)23
B22122、27、29	MA2998	基本情報(障害児支援受給者異
B23122、27	MA3099	動連絡票情報 (障害児通所支
B2A134、35	MC1054	援)26
B2B134、37	MC1655	基本情報(障害児支援受給者異
B31122	MC3056	動連絡票情報 (障害児入所支
B32122	MC8758	援)28
B33122	MC9059	基本情報(障害児支援受給者訂
B3A134	MC9560	正連絡票情報(障害児通所支
B3B1 34	MD6361	援)26
B41122	MD6462	基本情報(障害児支援受給者訂
B42122	MD6763	正連絡票情報(障害児入所支
B43122	ME0279	援)28
B4A134	ME1481	共同生活援助の補足給付 92
B4B1 34	ME17 82、83	国保連合会6
BCA122	ME1884	国保連合会側のシステムに台帳
BCC134	ME6485	情報が登録されていない…89
BDA122	ME6686	国民健康保険団体連合会6
BDB122	あ - お	ਣ - ਟ
BDB222	新たな審査支払事務7	
BDE134	異動連絡票情報 (差分) 42、69	サービス情報7、30
BDF134	異動連絡票情報と訂正連絡票情	サービス情報未登録確認一覧
BGA134	報の違い44、72、89	31、33、34
E11120、22、23	異動連絡票情報と訂正連絡票情	サービス提供事業所による事業
E12120、22、24	報の同時送信91	所台帳の参照77
······		

遡っての修正等91	事業所訂正連絡票情報(基本情	給者番号の設定)101
支援区分等決定がされていない	報)35	障害児支援6、16、17
場合の受給者台帳登録 92	事業所訂正連絡票情報(サービ	障害児支援受給者異動連絡票情
支給決定情報7、22	ス情報)36	報22
支給決定情報(受給者異動連絡	市町村6、16	障害児支援受給者異動連絡票情
票情報)24	市町村等支援システム7、13	報(基本情報)(障害児通所支
支給決定情報(受給者訂正連絡	児童相談所設置市 10、16	援)26
票情報)24	受給者異動連絡票情報	障害児支援受給者異動連絡票情
支給決定情報(障害児支援受給	18、19、20、22、41	報(基本情報)(障害児入所支
者異動連絡票情報(障害児通	受給者異動連絡票情報(基本情	援)28
所支援)27	報)23	障害児支援受給者異動連絡票情
支給決定情報(障害児支援受給	受給者異動連絡票情報(支給決	報(支給決定情報)(障害児通
者異動連絡票情報(障害児人	定情報)24	所支援)27
所支援)29	受給者異動連絡票情報(モニタ	障害児支援受給者異動連絡票情
支給決定情報(障害児支援受給	リング情報)25	報(支給決定情報)(障害児人
者訂正連絡票情報(障害児通	受給者情報更新結果情報20、22	所支援)29
所支援)27	受給者情報の受け渡し18	障害児支援受給者異動連絡票情
支給決定情報(障害児支援受給	受給者台帳7、16、17	報 (モニタリング情報)(障害
者訂正連絡票情報(障害児人	受給者台帳異動受付点検エラー	児通所支援)27
所支援)29	リスト(基本)50	障害児支援受給者情報更新結果
事業所異動連絡票情報	受給者台帳異動受付点検エラー	情報22
31、32、34、67	リスト(支給決定)51	障害児支援受給者台帳受付点検
事業所異動連絡票情報(基本情	受給者台帳受付点検エラーリス	エラーリスト22
報)35	F22、49	障害児支援受給者台帳情報 22
事業所異動連絡票情報(サービ	受給者台帳情報22	障害児支援受給者台帳取込エラ
ス情報)36	受給者台帳情報の見方90	ーリスト22
事業所情報更新結果情報32、34	受給者台帳登録(支援区分等決	障害児支援受給者訂正連絡票情
事業所情報の受け渡し31	定がされていない場合)92	報22
事業所台帳7、16、30	受給者台帳取込エラーリスト	障害児支援受給者訂正連絡票情
事業所台帳異動受付点検エラー	22、49	報(基本情報)(障害児通所支
リスト(基本)75	受給者訂正連絡票情報	援)26
事業所台帳異動受付点検エラー	18、19、20、21、22、44	障害児支援受給者訂正連絡票情
リスト(サービス)76	受給者訂正連絡票情報(基本情	報(基本情報)(障害児入所支
事業所台帳受付点検エラーリス	報)23	援)28
F34、74	受給者訂正連絡票情報(支給決	障害児支援受給者訂正連絡票情
事業所台帳サービス情報未登録	定情報)24	報(支給決定情報)(障害児通
確認一覧34	受給者訂正連絡票情報(モニタ	所支援)27
事業所台帳情報34	リング情報)25	障害児支援受給者訂正連絡票情
事業所台帳取込エラーリスト	受給者番号の設定(障害児から	報(支給決定情報)(障害児 <i>入</i>
34、74	障害者への移行) 101	所支援)29
事業所台帳の登録(中核市)92	障害児が同一世帯に複数いる場	障害児支援受給者訂正連絡票情
事業所訂正連絡票情報	合(台帳登録)101	報 (モニタリング情報)(障害
31, 32, 33, 34, 71	暗実児から暗実者への移行(受	児通所支援) 27

障害児施設異動連絡祟情報 34	録92
障害児施設異動連絡票情報(基	訂正連絡票情報と異動連絡票情
本情報)35	報の違い44、72、89
障害児施設異動連絡票情報(サ	訂正連絡票情報と異動連絡票情
ービス情報)37	報の同時送信91
障害児施設情報更新結果情報34	典型的なエラー事例とその対処
障害児施設台帳受付点検エラー	方法(事業所情報)79
リスト34	典型的なエラー事例とその対処
障害児施設台帳サービス情報未	方法(受給者情報)52
登録確認一覧34	電子請求受付システム78
障害児施設台帳情報34	同一世帯で障害児が複数いる場
障害児施設台帳取込エラーリス	合(台帳登録)101
F 34	登録結果の送信 49、74
障害児施設訂正連絡票情報 34	特別区6、16
障害児施設訂正連絡票情報(基	都道府県6、16
本情報)35	取込エラーリスト19、20、21、
障害児施設訂正連絡票情報(サ	22、31、32、33、
ービス情報)37	34、42、69
障害児通所支援16	取込送信システム78
障害児入所支援16	な - の
障害者総合支援給付審査支払等	二次審査6
システム16	I+ _ I=
障害者総合支援法等審査事務研	は - ほ
	複数の障害児が同一世帯にいる
障害者総合支援法等審査事務研	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録) 101
障害者総合支援法等審査事務研 究会報告書10	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92
障害者総合支援法等審査事務研 究会報告書10 障害福祉サービス6、16	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書6、10 障害福祉サービス6、16 情報の見方(受給者台帳情報)90 審査及び支払に関する事務6 請求エラー(連絡票情報送付後)100 請求情報との突合50、74	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書6、16 障害福祉サービス6、16 情報の見方(受給者台帳情報)90 審査及び支払に関する事務6 請求エラー(連絡票情報送付後)	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74 ま-も モニタリング情報7、22、47
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書6、10 障害福祉サービス6、16 情報の見方(受給者台帳情報)90 審査及び支払に関する事務6 請求エラー(連絡票情報送付後)100 請求情報との突合50、74	複数の障害児が同一世帯にいる場合(台帳登録)101補足給付(共同生活援助)…92補足情報49、74ま・もモニタリング情報…7、22、47モニタリング情報(受給者異動
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書6、16 障害福祉サービス6、16 情報の見方(受給者台帳情報)90 審査及び支払に関する事務6 請求エラー(連絡票情報送付後)	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74 ま-も モニタリング情報7、22、47 モニタリング情報(受給者異動 連絡票情報)25
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)…92 補足情報49、74 ま・も モニタリング情報…7、22、47 モニタリング情報(受給者異動連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書6、16 障害福祉サービス6、16 情報の見方(受給者台帳情報)90 審査及び支払に関する事務6 請求エラー(連絡票情報送付後)100 請求情報との突合50、74 正常終了(伝送通信ソフト)100 政令市6、16 た・と	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74 ま-も モニタリング情報7、22、47 モニタリング情報(受給者異動 連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正 連絡票情報)25
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書6、16 障害福祉サービス6、16 情報の見方(受給者台帳情報)90 審査及び支払に関する事務6 請求エラー(連絡票情報送付後)	複数の障害児が同一世帯にいる場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)…92 補足情報49、74 ま・も モニタリング情報…7、22、47 モニタリング情報(受給者異動連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正連絡票情報)25 モニタリング情報(障害児支援
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる 場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74 ま-も モニタリング情報7、22、47 モニタリング情報(受給者異動 連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正 連絡票情報)25 モニタリング情報(障害児支援 受給者異動連絡票情報)障害
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74 ま・も モニタリング情報7、22、47 モニタリング情報(受給者異動連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正連絡票情報)25 モニタリング情報(障害児支援受給者異動連絡票情報) 深管害児通所支援)27 モニタリング情報(障害児支援受給者訂正連絡票情報)(障害児支援受給者訂正連絡票情報)(障害児支援受給者訂正連絡票情報)(障害児支援
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)…92 補足情報49、74 ま・も モニタリング情報…7、22、47 モニタリング情報(受給者異動連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正連絡票情報)25 モニタリング情報(障害児支援受給者異動連絡票情報)作害児支援受給者異動連絡票情報)次障害児支援
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74 ま・も モニタリング情報7、22、47 モニタリング情報(受給者異動連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正連絡票情報)25 モニタリング情報(障害児支援受給者異動連絡票情報) 深管害児通所支援)27 モニタリング情報(障害児支援受給者訂正連絡票情報)(障害児支援受給者訂正連絡票情報)(障害児支援受給者訂正連絡票情報)(障害児支援
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)…92 補足情報49、74 ま・も モニタリング情報…7、22、47 モニタリング情報(受給者異動連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正連絡票情報) 25 モニタリング情報(障害児支援受給者異動連絡票情報) 障害児支援受給者異動連絡票情報 (障害児支援受給者異動連絡票情報) 27 モニタリング情報(障害児支援受給者訂正連絡票情報) 27 モニタリング情報(障害児支援受給者訂正連絡票情報) 27
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書	複数の障害児が同一世帯にいる場合(台帳登録)101 補足給付(共同生活援助)92 補足情報49、74 ま・も ま・も モニタリング情報7、22、47 モニタリング情報(受給者異動連絡票情報)25 モニタリング情報(受給者訂正連絡票情報)25 モニタリング情報(障害児支援受給者異動連絡票情報) 深管害児通所支援)27 モニタリング情報(障害児支援受給者異動連絡票情報) 深行事別の適等に対している。 まずでは、

台帳整備にかかる事務処理マニュアル

令和6年9月30日 令和6年6月版 発行

編集・発行 障害者総合支援法等審査事務研究会